

第2次

伊方町 男女共同参画 基本計画

誰もがいきいきと活躍できる
よろこびの風薫るまち 伊方



伊方町イメージキャラクター
サダンディー



伊 方 町

～ 目 次 ～

第 1 章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
【3】男女共同参画に関する国や県の動き	3
第 2 章 計画の概要	5
【1】計画の位置付け	5
【2】計画の期間	6
【3】計画の策定体制	6
第 3 章 本町の現状と課題	7
【1】統計でみる本町の人口等の現状	7
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題	14
【3】第 1 次計画の検証と評価	29
第 4 章 計画の基本的な考え方	38
【1】基本理念と基本目標	38
【2】施策の体系	40
第 5 章 目標実現に向けての取組	41
【基本目標Ⅰ】お互いを認め合うまちづくり	41
【基本目標Ⅱ】誰もがいきいきと活躍できるまちづくり(女性活躍市町村推進計画)	44
【基本目標Ⅲ】誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり	50
第 6 章 計画の推進に向けて	54
【1】計画の推進体制	54
【2】計画の周知及び点検・評価	54
【3】数値目標の設定	55
資料編	56
1 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	56
2 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	58
3 男女共同参画社会基本法	59
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	62
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	69
6 愛媛県男女共同参画推進条例	76

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の趣旨

我が国では、未婚化や晩婚化の進行をはじめとする様々な要因から、総人口の減少、少子高齢化が急速に進行しています。また、近年、働く女性は増加傾向にあるものの、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が十分に整っていないこともその要因の一つとされています。

このような社会的背景において、経済的成長を実現し社会の活力を維持していくために、「働き方改革」の推進をはじめ、大きな潜在力である「女性の力」が重要な政策課題として位置付けられています。しかし、地域社会における人々の意識や慣習の中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」が根強く残る現実があります。また、企業等における管理職に就く女性の割合は依然として低く、結婚や妊娠、出産など、ライフステージの転機における退職の慣行のように、就労面においても女性の力が十分に生かされているとは言えない状況もみられます。

これらの課題を解決するためには、働く場をはじめ、地域社会などあらゆる場において「固定的な性別役割分担意識」を払拭するとともに、働く意欲のある女性がそのニーズに応じて、個人の能力を十分に発揮できる働き方を実現していくことが重要です。

本町では「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」を踏まえ、平成 22（2010）年 3 月に「伊方町男女共同参画基本計画 ～男女が共にキラリと光るまち 伊方をめざして～」（以下「第 1 次計画」と言います。）を策定しました。

本町では、この第 1 次計画に基づき「男女共同参画社会」の形成を目指し、様々な取組を推進してきました。

第 1 次計画は、平成 22（2010）年度を初年度とする 10 年間を対象期間とした計画であり、計画期間の満了に伴い、この度、新たな「第 2 次伊方町男女共同参画基本計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び愛媛県の「第 2 次愛媛県男女共同参画計画 中間改定」との整合に配慮した上で、第 1 次計画における取組の点検をはじめ、町民や事業所を対象としたアンケート調査結果に基づく町の現状等を踏まえ、本町における男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」（以下「女性活躍推進法」と言います。）に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」（以下「DV防止法」と言います。）に基づく市町村基本計画として位置付けます。

【2】男女共同参画社会について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方にに基づき次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※】

男女の人権の尊重	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	●男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【国・地方公共団体及び国民の役割※】

国の責務 ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。 ●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。	地方公共団体の責務 ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 ●地域の特性を生かした施策の展開。	国民の責務 ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。
---	--	---

※内閣府男女共同参画局ホームページより作成

【3】男女共同参画に関する国や県の動き

1 国の動向

（１）第４次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 27（2015）年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「第 4 次計画」と言います。）を策定しています。

「第 4 次計画」では「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という 4 つの政策領域が大きな柱として示されました。

更に「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用や登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備、女性の役員や管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

【第 4 次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

（２）女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者が 301 人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

更に、平成 30（2018）年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）」が公布、施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標を定める等、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

（３）DV 防止法の改正

DV 防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

2 愛媛県の動向

愛媛県においては、平成 23（2011）年 3 月に「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」（平成 23～32 年度の 10 年計画）を策定し、この計画に基づき様々な施策を実施してきました。平成 27（2015）年度に計画期間の折り返しを迎えたことから、県の現状と課題に対応するとともに、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」や「女性活躍推進法」を踏まえ、平成 28（2016）年 3 月に、期間後半（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）に向けて計画の中間改定版である「第 2 次愛媛県男女共同参画計画 中間改定」を策定しました。中間改定に当たっては「媛（ひめ）の国から始まる、自分らしさを活かせる社会づくり」をテーマとして掲げ、女性活躍推進法で定める「女性活躍推進計画」を含めて一体的に策定しています。

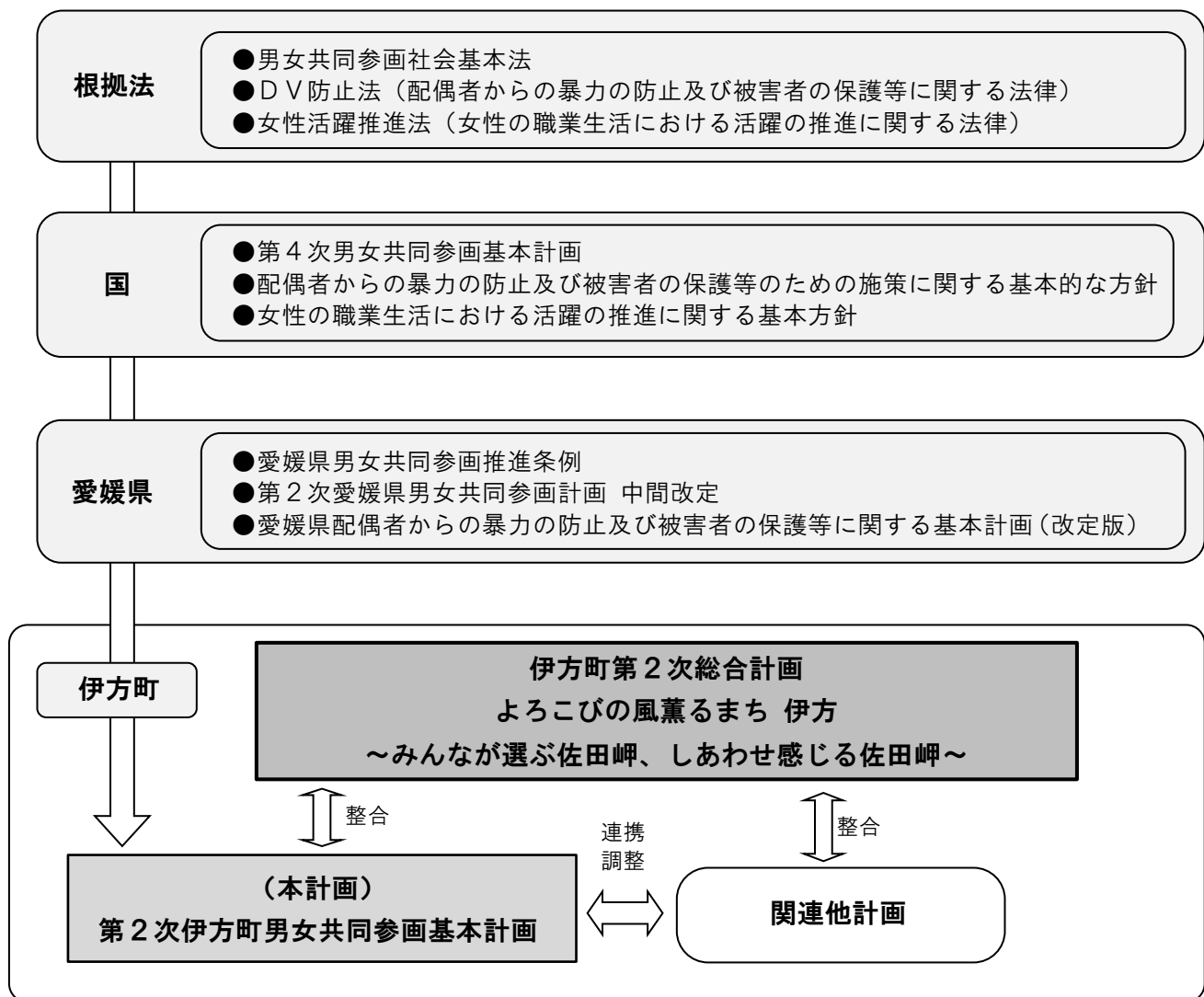
【参考／第 2 次愛媛県男女共同参画計画 中間改定の施策体系】

主要課題	重点目標
1 男女の人権の尊重	(1) 女性に対する暴力の根絶
	(2) メディアにおける男女の人権の尊重
	(3) 生涯を通じた女性の健康支援
	(4) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入による女性の参画拡大
	(2) 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援
	(3) 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1) 男女が共に参画する家庭・地域づくり
	(2) 安心して子どもを育てられる環境整備
	(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備
5 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	(1) 男女均等な雇用環境の整備
	(2) 職業生活における女性の活躍推進
	(3) 農林水産業における男女共同参画の促進

第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村計画であるとともに、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画であり、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。また「伊方町第2次総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。



【2】計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間です。

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を前期計画期間とし、その最終年度である令和6（2024）年度に、その成果や課題を踏まえ、次の5年間に向けた見直しを図ります。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2次伊方町男女共同参画基本計画									
前期計画					後期計画				

【3】計画の策定体制

1 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「伊方町男女共同参画基本計画策定委員会」に諮り、計画の内容について審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本町在住の18歳以上の町民及び本町所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	伊方町 男女共同参画に関する 町民意識調査	伊方町 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	18歳以上の町民	町内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布、回収	郵送による調査票の配布、回収
調査時期	令和元（2019）年9月	令和元（2019）年9月
配布数	1,000人	50件
有効回収数	336人	25件
有効回収率	33.6%	50.0%

また「伊方町男女共同参画基本計画策定委員会」の委員を対象に、個別にヒアリングシートによる意見聴取を行いました。

第3章 本町の現状と課題

【1】統計でみる本町の人口等の現状

1 人口等の現状

本町の人口は、平成 31（2019）年 3 月末日現在 9,265 人であり、平成 27（2015）年から約 1,100 人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 27（2015）年の 2.15 人から平成 31（2019）年で 2.02 人となっています。

【人口・世帯数の推移】

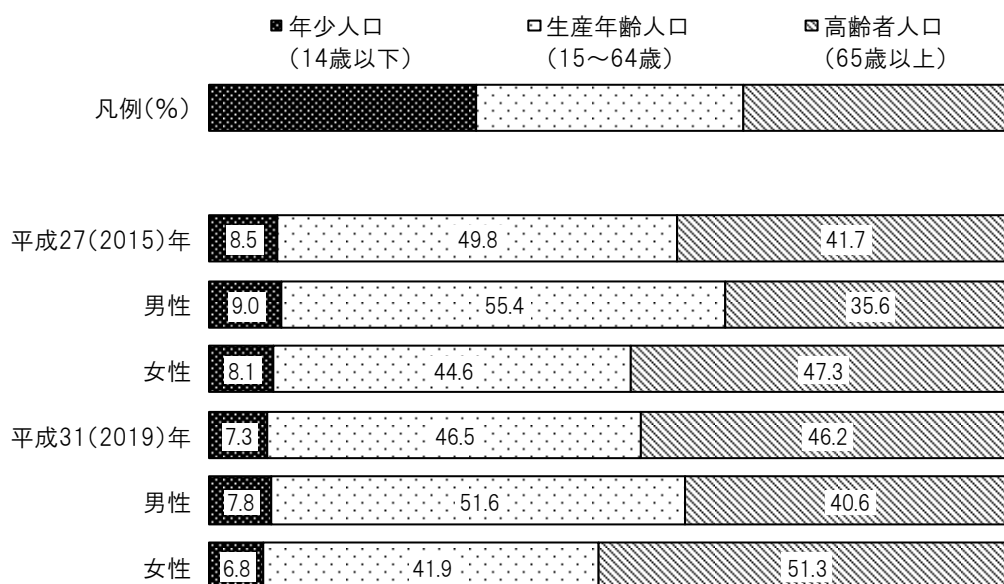
	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年
人口	10,402	10,080	9,827	9,553	9,265
世帯数	4,839	4,761	4,724	4,657	4,583
世帯人員(人/世帯)	2.15	2.12	2.08	2.05	2.02

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本町の年齢別人口をみると、平成 31（2019）年では「年少人口（14 歳以下）」の割合が 7.3%、「生産年齢人口（15～64 歳）」が 46.5%、「高齢者人口（65 歳以上）」が 46.2% となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成 27（2015）年の 41.7%から平成 31（2019）年で 46.2%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

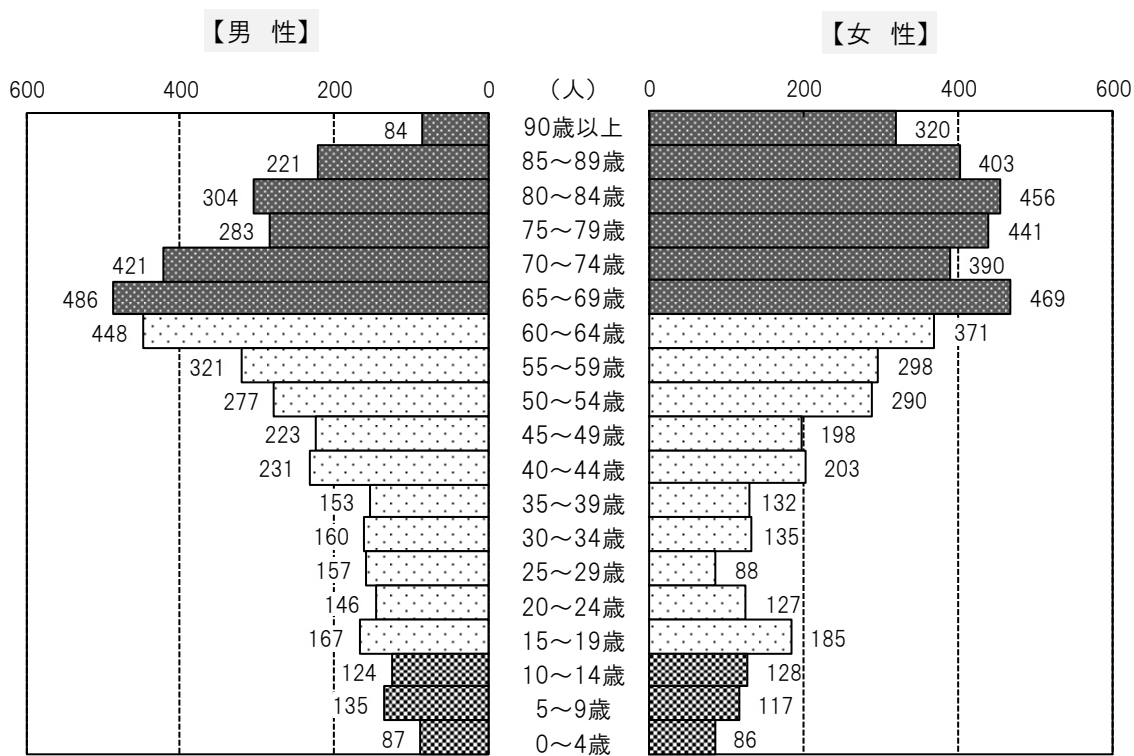
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、70歳代後半からは、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

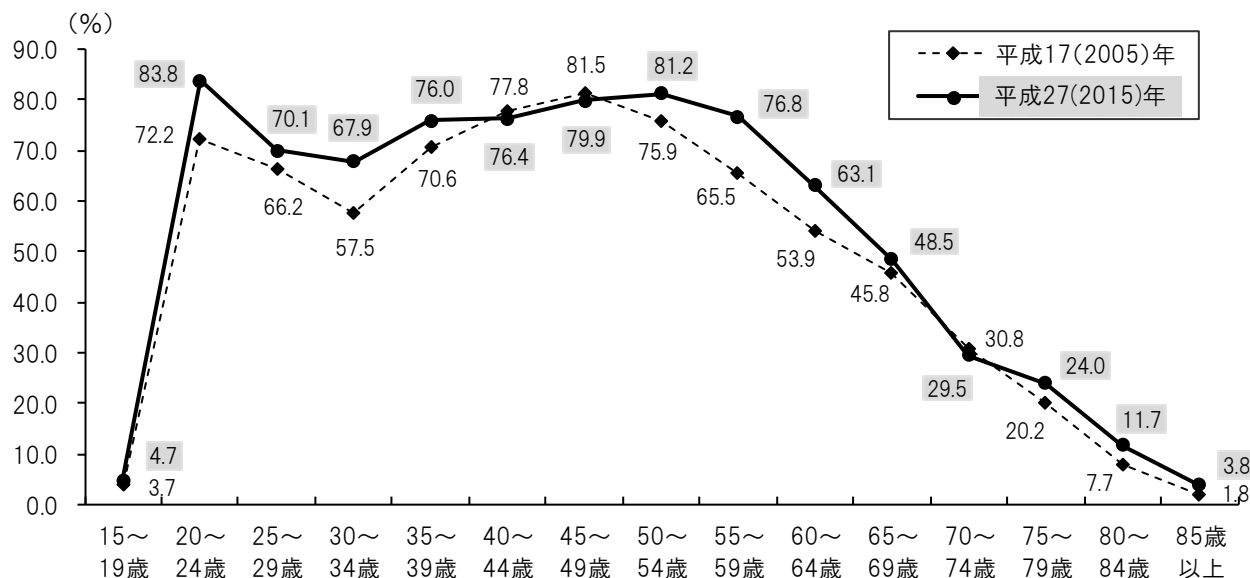


資料：住民基本台帳（平成31（2019）年3月末日現在）

2 女性の就業率

本町における女性の就業率をみると、平成 17（2005）年からおおむね増加傾向にありますが、依然として 30 歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の状況にあります。

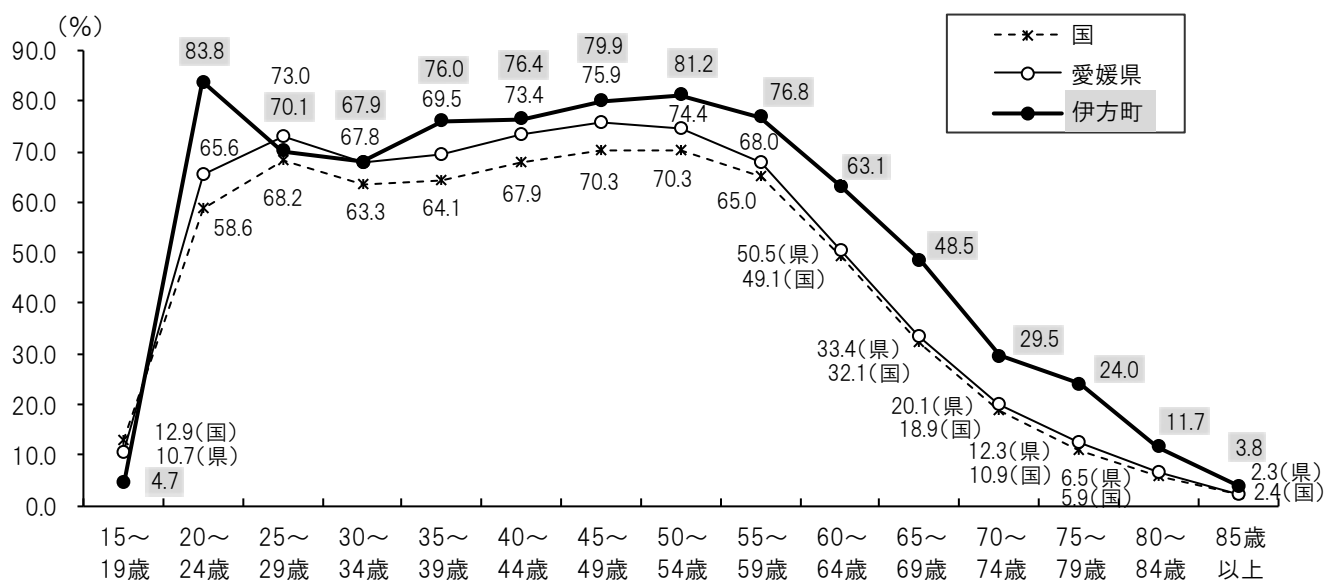
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本町における女性の就業率は、全体的に愛媛県や国の平均を上回っていますが、20 歳代後半では県の平均をやや下回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

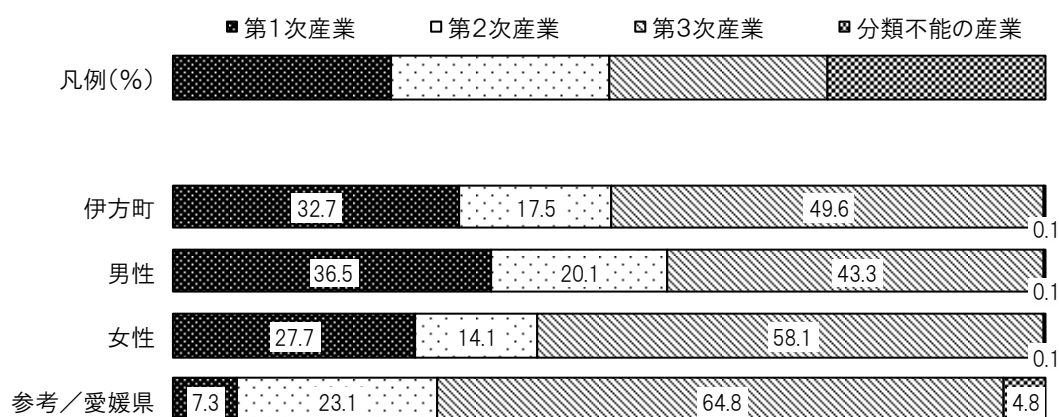
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

3 産業別就業者構成比

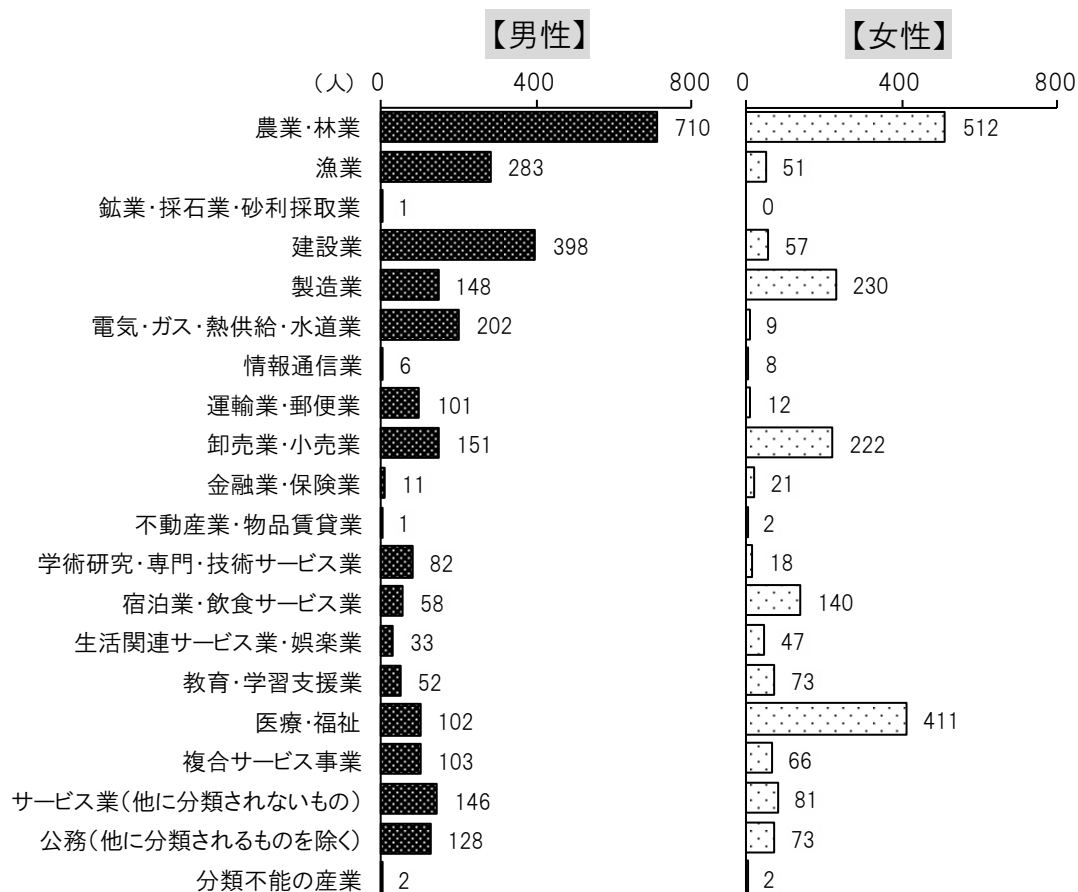
本町の産業別就業者構成比をみると、平成 27(2015)年では第 1 次産業の割合が 32.7%、第 2 次産業が 17.5%、第 3 次産業が 49.6%となっています。愛媛県全体と比べ、第 3 次産業の割合は低くなっていますが、第 1 次産業の割合は愛媛県を大きく上回っています。

産業大分類別でみると、男女共に「農業・林業」の就業者数が最も多くなっています。また、男性は女性に比べ「建設業」「漁業」などが多く、女性は「医療・福祉」が多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



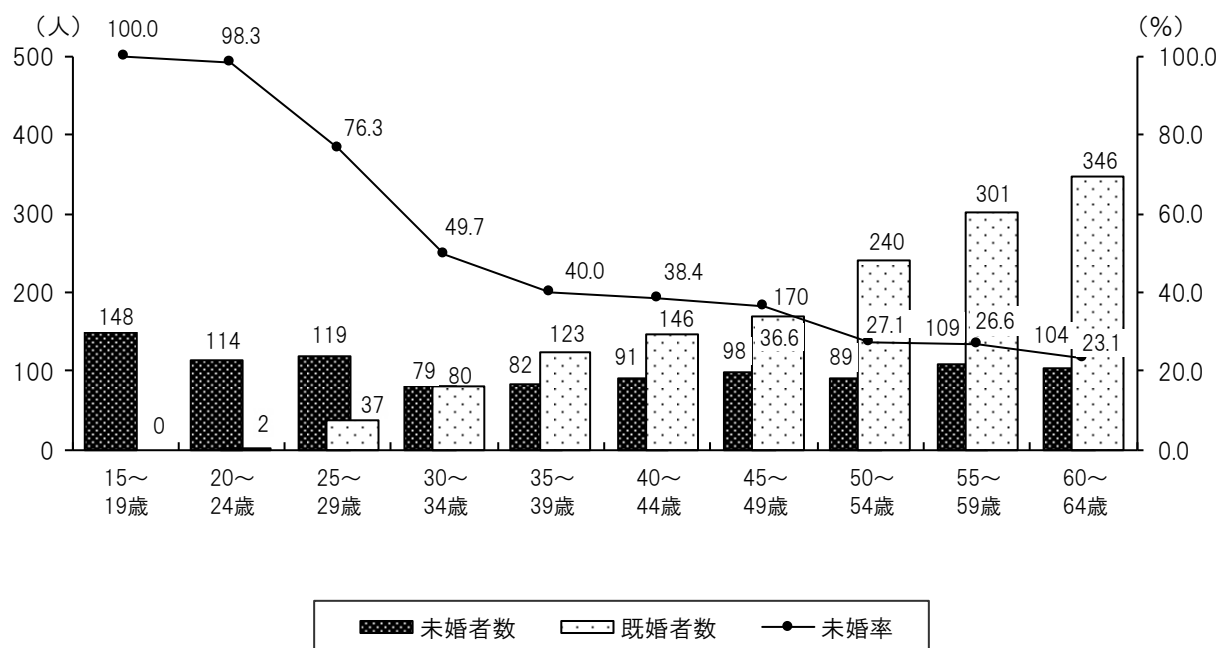
資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

4 婚姻の状況

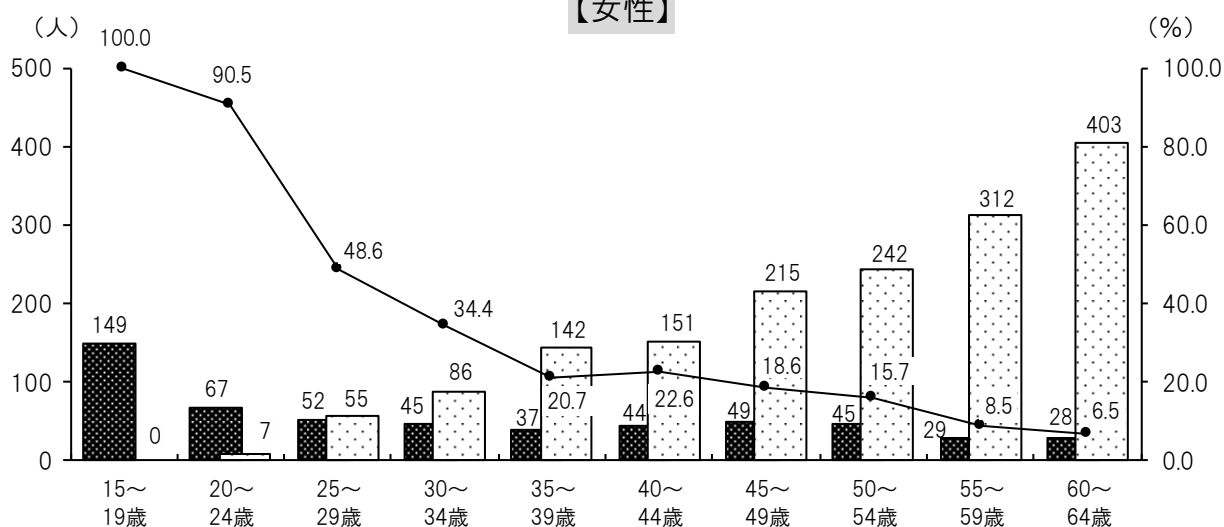
本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代後半になると大きく逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、20歳代後半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

【男性】



【女性】

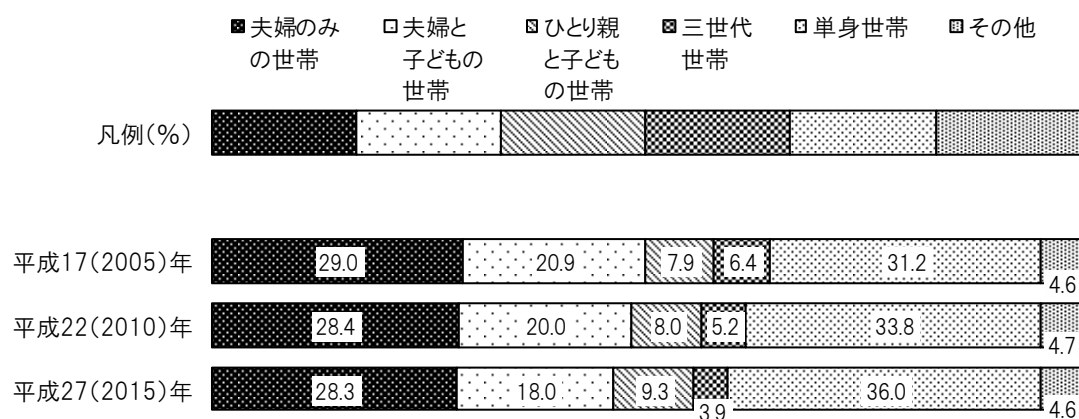


資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

5 世帯構成の推移

世帯構成について、平成 17（2005）年から平成 27（2015）年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加しており、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

6 ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本町の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭については、おおむね横ばいで推移しており、平成 27(2015)年では 48 世帯となっています。そのうち母子世帯は 42 世帯(87.5%)、父子世帯は 6 世帯（12.5%）となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親家庭(合計)	48	45	48
母子世帯数	37(77.1%)	39(86.7%)	42(87.5%)
父子世帯数	11(22.9%)	6(13.3%)	6(12.5%)

資料：国勢調査

7 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて減少しており、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯も減少で推移しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成 22(2010)年		平成 27(2015)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	4,866	100.0	4,477	100.0	-8.0
65 歳以上の高齢者のいる世帯	2,904	59.7	2,788	62.3	-4.0
高齢者単身世帯	1,028	21.1	977	21.8	-5.0
高齢者夫婦世帯	769	15.8	752	16.8	-2.2
高齢者同居世帯	1,107	22.7	1,059	23.7	-4.3

資料：国勢調査

8 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

平成 31 (2019) 年 4 月現在における、本町の審議会等における女性委員の比率は 26.1%と、全国市区町村平均や県内市町平均をやや下回っています。

【審議会等女性委員及び行政職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
松山市	1,280	516	40.3	209	17	8.1
今治市	1,007	324	32.2	91	2	2.2
宇和島市	730	184	25.2	102	10	9.8
八幡浜市	435	96	22.1	38	3	7.9
新居浜市	939	241	25.7	92	5	5.4
西条市	538	124	23.0	105	8	7.6
大洲市	865	190	22.0	54	2	3.7
伊予市	415	100	24.1	29	2	6.9
四国中央市	633	151	23.9	61	8	13.1
西予市	729	188	25.8	75	9	12.0
東温市	195	69	35.4	35	5	14.3
上島町	200	43	21.5	25	0	0.0
久万高原町	204	54	26.5	22	2	9.1
松前町	373	102	27.3	18	1	5.6
砥部町	230	52	22.6	16	0	0.0
内子町	344	78	22.7	28	1	3.6
伊方町	245	64	26.1	15	0	0.0
松野町	164	20	12.2	12	1	8.3
鬼北町	233	46	19.7	16	0	0.0
愛南町	311	92	29.6	38	7	18.4
愛媛県市町平均	—	—	27.1	—	—	7.7
全国市区町村平均	—	—	26.8	—	—	15.3

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成
(平成 31(2019)年4月1日現在)

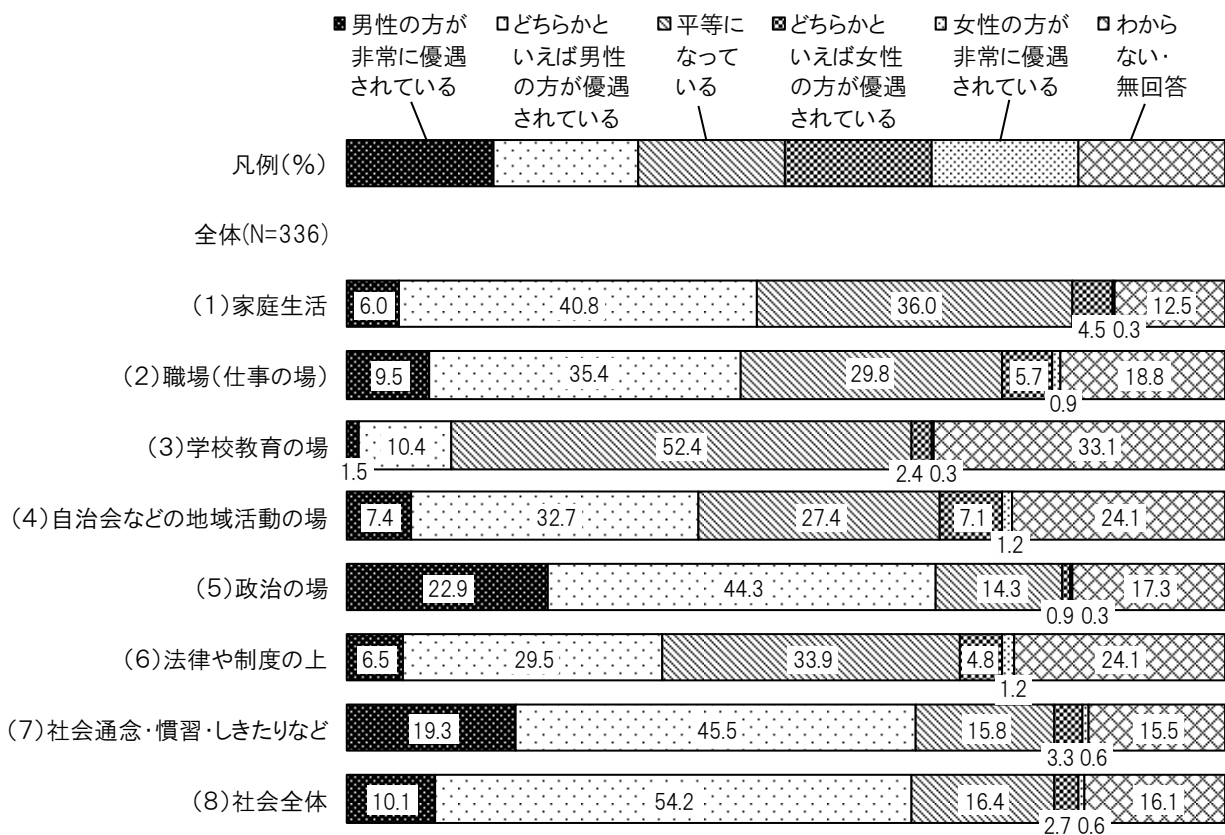
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 人権の尊重と男女共同参画意識について

● 町民アンケート調査結果では ●

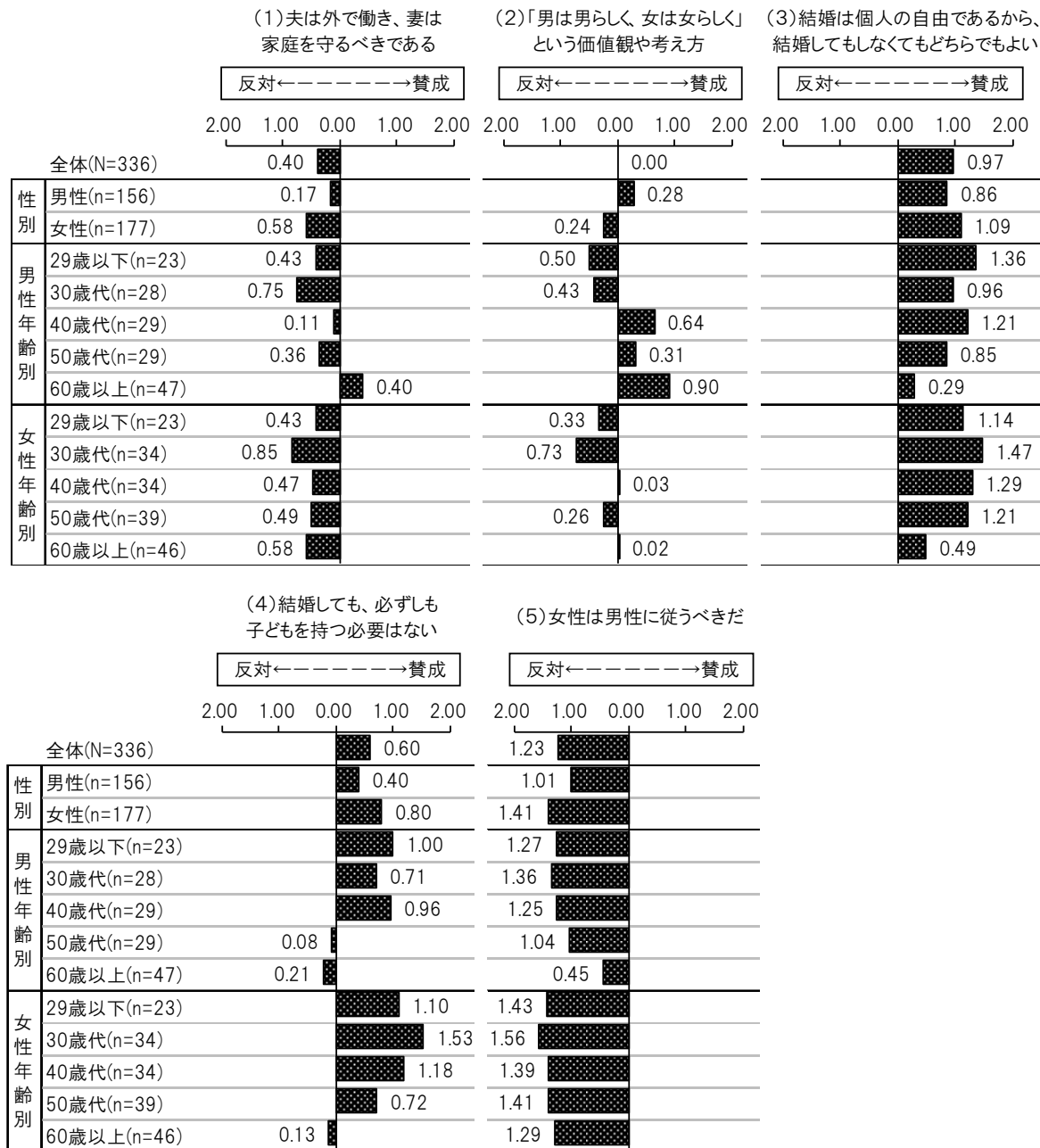
男女の平等意識を分野別にみると、「学校教育の場」では平等意識は比較的高いものの、全ての分野において男性優遇意識が強く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。

【男女の平等意識】



「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。また、「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、若い年齢層ほど反対意識が高く、特に男性は、年齢が上がるほど逆に賛成を示す回答が増えるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

【結婚、家庭生活と男女の役割について（５項目）】



● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・ 男女平等の社会になりつつあると思うが、無意識のうちに「男だから、女だから」という意識が出る。
- ・ 男女共同参画という言葉と意味を広く多くの人に知ってもらう必要がある。
- ・ 様々な機会を通じて男女共同参画についての学習の場を提供することで、制度等について理解を深める必要がある。

● 課題の整理 ●

- ・「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」の払拭。
- ・人権の尊重と、男女がお互いに認め合い尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するための、継続的な、また誰にでも分かりやすい意識啓発。
- ・性別や年齢、あるいは結婚や妊娠などライフステージの節目などに応じた、効果的な啓発活動の検討。（例：若い人向けの啓発方法、高齢者向けの啓発方法、妊娠届出時の資料配布による啓発方法など。）

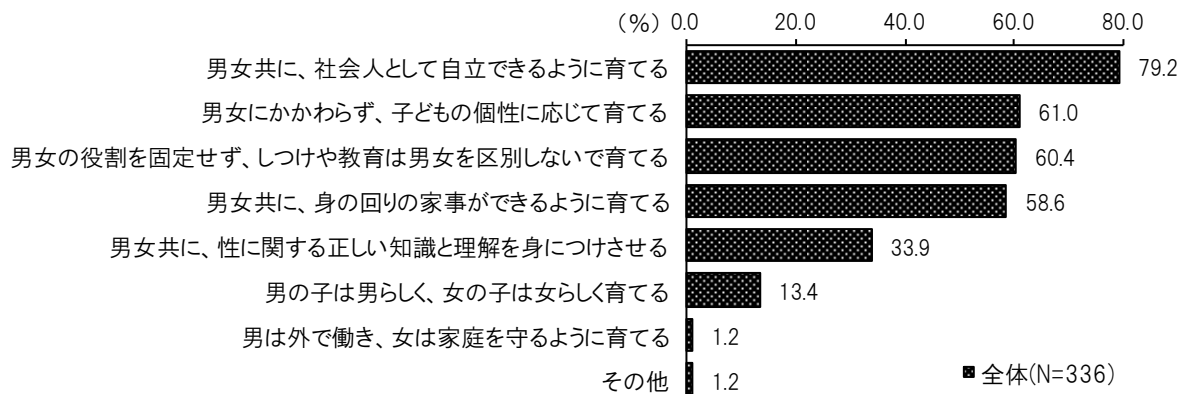
2 学びの場における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

男女の平等意識については、「学校教育の場」において「平等になっている」という意識が最も高くなっています。

子どもの育て方については、「社会人として自立できるように育てる」が最も多く、次いで「子どもの個性に応じて育てる」「しつけや教育は男女を区別しないで育てる」「身の回りの家事ができるように育てる」など、性別にとらわれない育て方が主流となっています。

【望ましい子どもの育て方】



男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が上位に回答されています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・学校、職場、地域で「男女共同参画」をやさしく分かりやすく説明する。
- ・就学前教育や学校教育等における男女平等教育の推進。
- ・子どもの性別にかかわらず、一人一人が個性ある人間として、その子らしい生き方ができるような教育を充実する。
- ・男の子らしく、女の子らしくという考え方でなく、人間らしく教えてほしい。

● 課題の整理 ●

- ・ 子どもの頃からの男女平等意識の醸成。
- ・ 進路選択の場面などで、性別にかかわらず、本人の意思に基づいた様々な選択を可能にする取組。
- ・ 学校のみならず、家庭や地域等様々な場での男女共同参画に関する学習機会の充実。

3 あらゆる分野における男女共同参画について

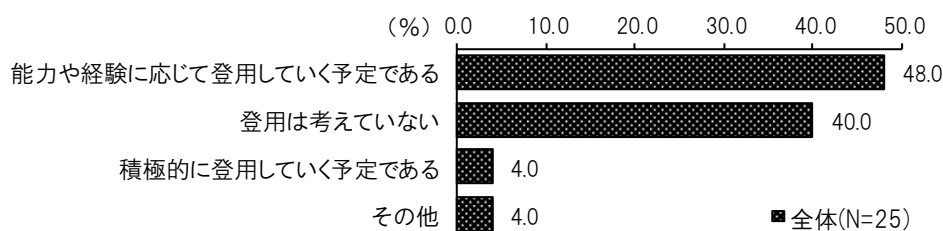
● 町民アンケート調査結果では ●

「政治の場」において、男性優遇意識は約7割を占め、他の分野を上回っています。

● 事業所アンケート調査結果では ●

女性管理職の登用については、「能力や経験に応じて登用していく予定である」が最も多くなっていますが、女性を管理職に登用することの問題点としては、「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」などが回答されています。

【女性管理職の登用について】

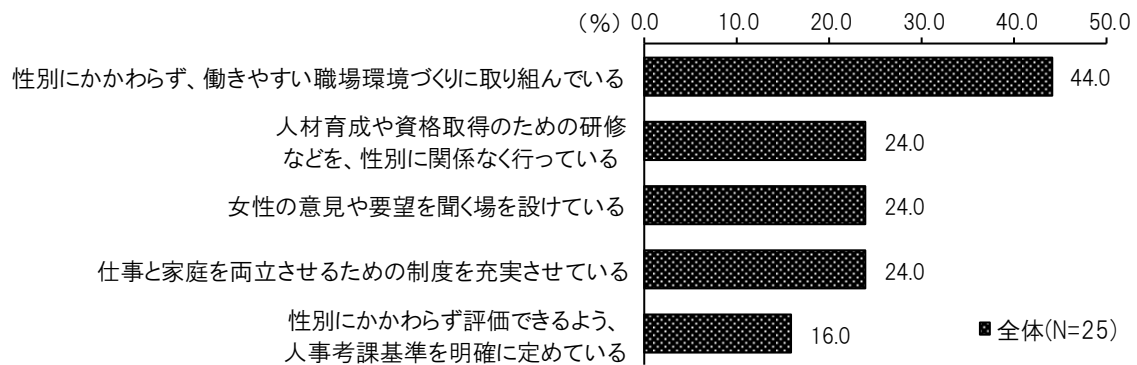


【女性を管理職に登用することの問題点（上位項目抜粋）】

順位	女性を管理職に登用することの問題点(N=25)	回答割合(%)
1位	女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない	12.0
2位	管理能力の面で、女性の適任者が少ない	8.0
3位	上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある	8.0
4位	業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない	8.0
5位	女性登用の機運が盛り上がっていない	8.0
-	特に問題はない	64.0

女性従業員を積極的に活用するための取組については、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が最も多く、次いで「人材育成や資格取得のための研修などを、性別に関係なく行っている」「女性の意見や要望を聞く場を設けている」「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」などが続きます。

【女性従業員を積極的に活用するための取組（上位項目抜粋）】



● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・ 女性の方が管理職への登用を望んでいない場合もあるのではないか。
- ・ 行政、民間企業、団体等における女性管理職の積極登用を図り、女性が参画しやすい社会を構築する必要がある。
- ・ 規定、規則等で女性委員等の人数を設定する。
- ・ 積極的に女性管理職を登用するよう各関係機関へ呼び掛ける。
- ・ まずは行政の中で取組を行う。

● 課題の整理 ●

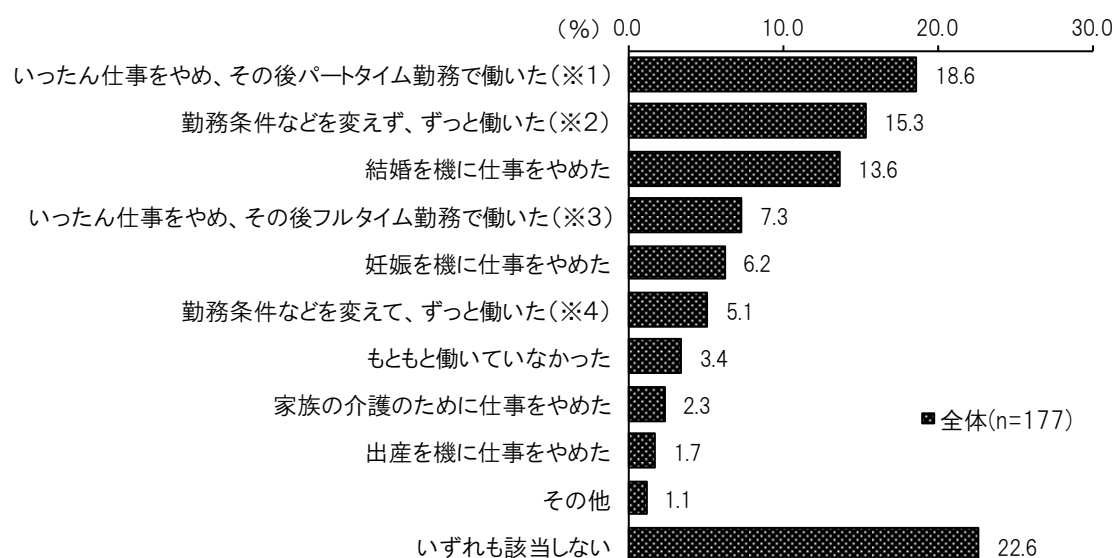
- ・ 企業等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図る取組。
- ・ 女性の活躍促進に向けた、男性の意識の改革、女性の意識改革の促進。
- ・ 庁内における、審議会等の女性の積極的な登用、女性職員の管理職への登用の促進。

4 働く場における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

女性が、結婚や妊娠、出産、介護などの節目に選んだ働き方については、「いったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた」が最も多く、「仕事をやめた（復職者を含む）」人は合計で半数近くを占め、ずっと働いた人の割合（20.4%）を上回っています。

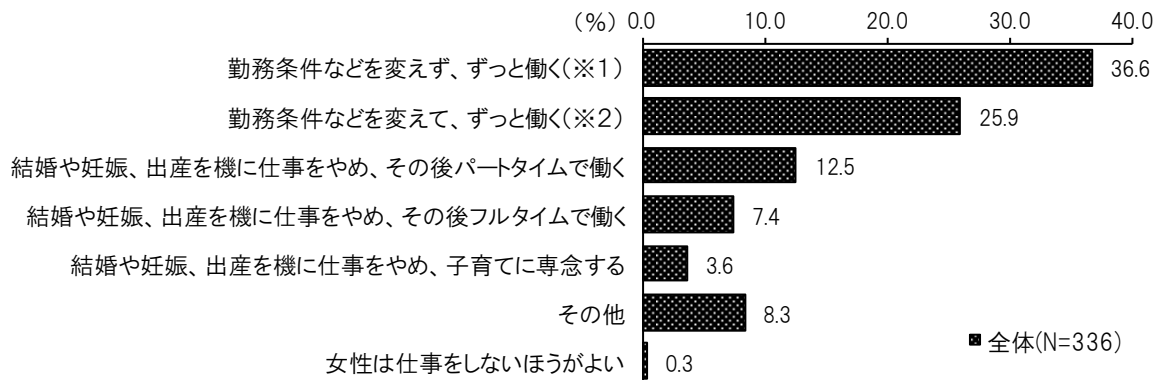
【ライフステージの節目の働き方】



※1: 結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた
 ※2: 勤務条件などを変えず、ずっと働いた(育児休業、介護休業等の取得を含む)
 ※3: 結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後フルタイム勤務で働いた
 ※4: 勤務条件などを変えて、ずっと働いた(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

女性の望ましい働き方をみると「勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む）」とする考え方が最も多く、次いで「勤務条件などを変えて、ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など）」「結婚や妊娠、出産を機に仕事をやめ、その後パートタイムで働く」など、全体的に継続的な就労ニーズがうかがえます。

【女性の望ましい働き方】

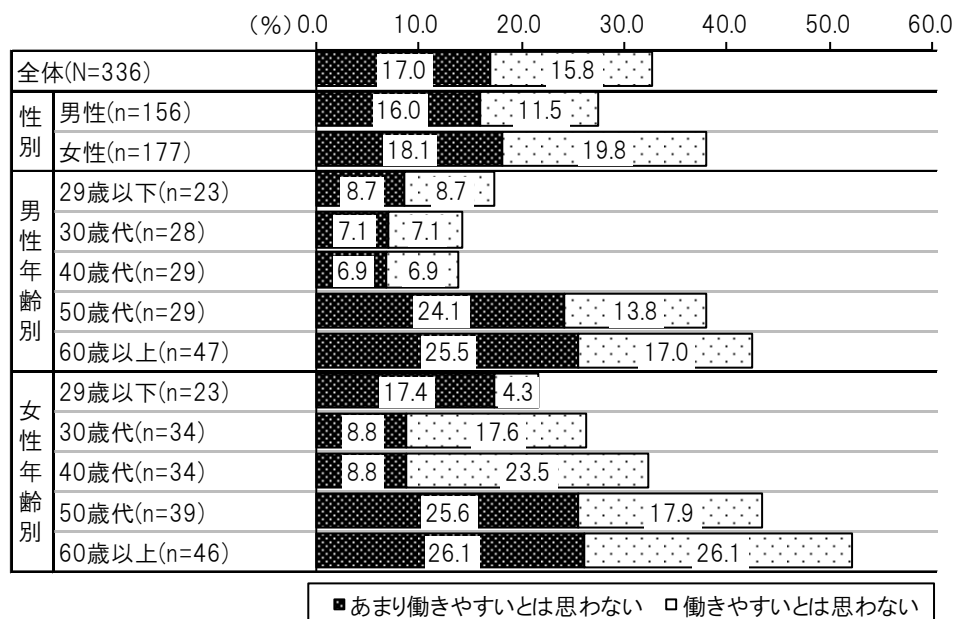


※1:勤務条件などを変えず、ずっと働く(育児休業、介護休業等の取得を含む)

※2:勤務条件などを変えて、ずっと働く(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

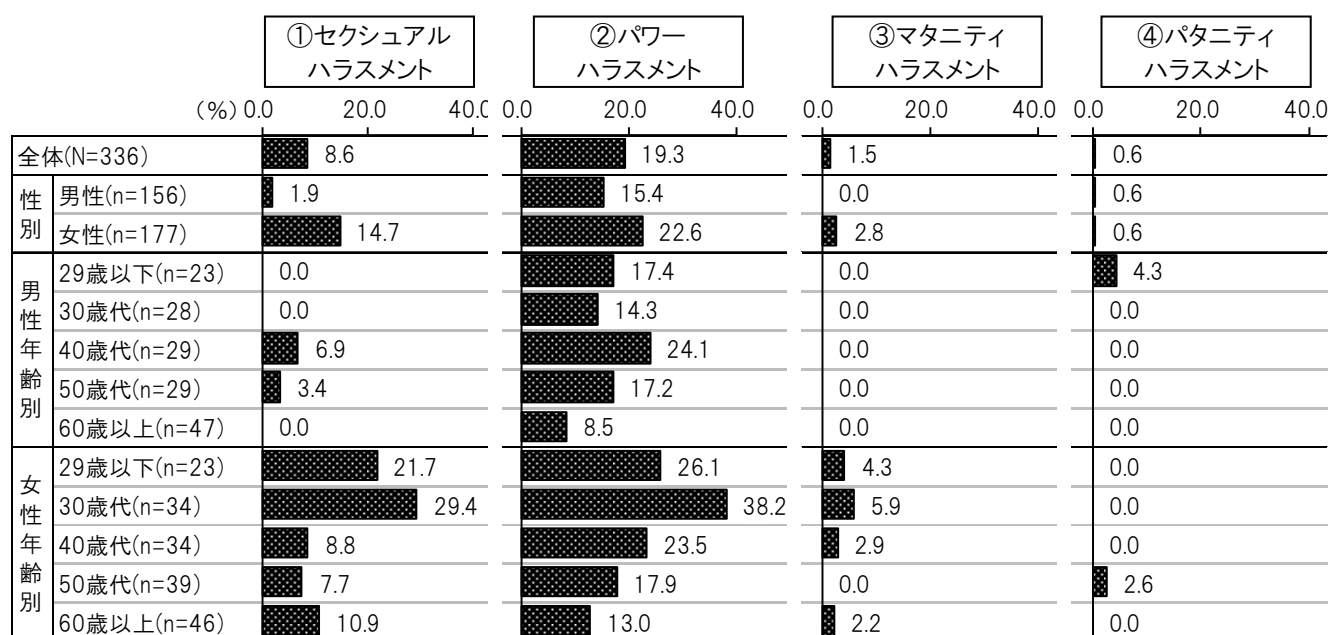
女性の働きやすさについては、合計 45.9%が「働きやすいと思う」と回答している一方、「働きやすいとは思わない」は 32.8%みられ、特に女性で多くなっています。

【女性が働きやすいとは思わないと回答した割合】



セクシュアルハラスメント（セクハラ）被害を受けたことがある女性は 14.7%で、特に 30 歳代以下で多くみられます。パワーハラスメント（パワハラ）の被害を受けたことがある人は、男性が 15.4%、女性が 22.6%となっています。

【各種ハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



● 事業所アンケート調査結果では ●

男女共同参画社会実現に必要と思うことについては、「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」が最も高く、次いで「募集・採用における男女差をなくすこと」「賃金における男女差をなくすこと」などが続いています。

【男女共同参画社会実現に必要と思うこと】

順位	男女共同参画社会実現に必要と思うこと(N=25)	回答割合(%)
1位	仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること	44.0
2位	募集・採用における男女差をなくすこと	32.0
3位	賃金における男女差をなくすこと	28.0
4位	育児休業や介護休業制度が、男女共に活用されていること	24.0
5位	人事評価などで、性別により評価することがないよう基準を定めること	20.0
6位	配置・昇進・教育訓練における男女差をなくすこと	16.0
7位	定年・退職・解雇における男女差をなくすこと	12.0
8位	育児などで一旦退職した場合の再就職の機会があること	12.0
9位	性別による仕事の分業がないこと	12.0
10位	セクハラ・パワハラ・マタハラ・DV等の防止措置が取られていること	8.0
11位	相談窓口を充実すること	4.0
-	特になし	20.0

パワーハラスメントについて、従業員から「相談があった」と回答した事業所は 8.0%と、低い割合となっています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・ 男性だから、女性だからという目線ではなく、個人の適性に合った考え方が必要。
- ・ 職場における男女不平等の解消、女性の再就労支援。
- ・ セクハラ、パワハラはされた者、した者の意識差、世代差が大きい問題。職場教育が最も大切。
- ・ 男女共同参画についての研修を行う。
- ・ ハラスメントを受けた時の窓口を多く開設する。

● 課題の整理 ●

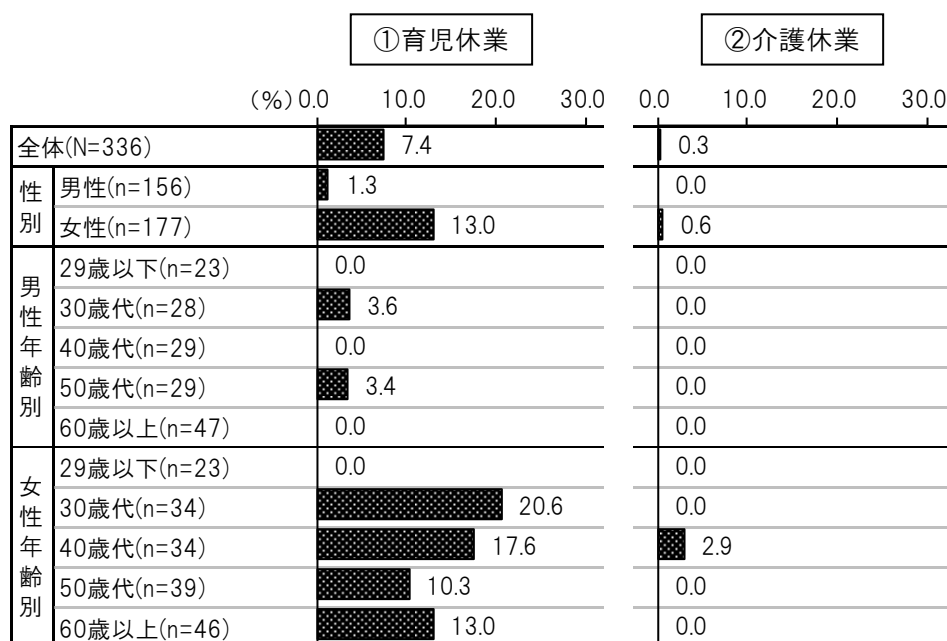
- ・ 雇用や就業における女性の就業の継続、再就職など、関係機関と連携した支援。
- ・ 男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解促進。
- ・ 様々なハラスメントは「重大な人権侵害」であり、「暴力」でもあるという意識啓発の更なる推進。
- ・ 相談体制の整備や被害者支援等の取組。

5 仕事と家庭の両立について

● 町民アンケート調査結果では ●

育児休業の取得率は男性 1.3%、女性 13.0%、介護休業については男女共に僅かとなっています。

【育児休業や介護休業を取得したことがある割合】



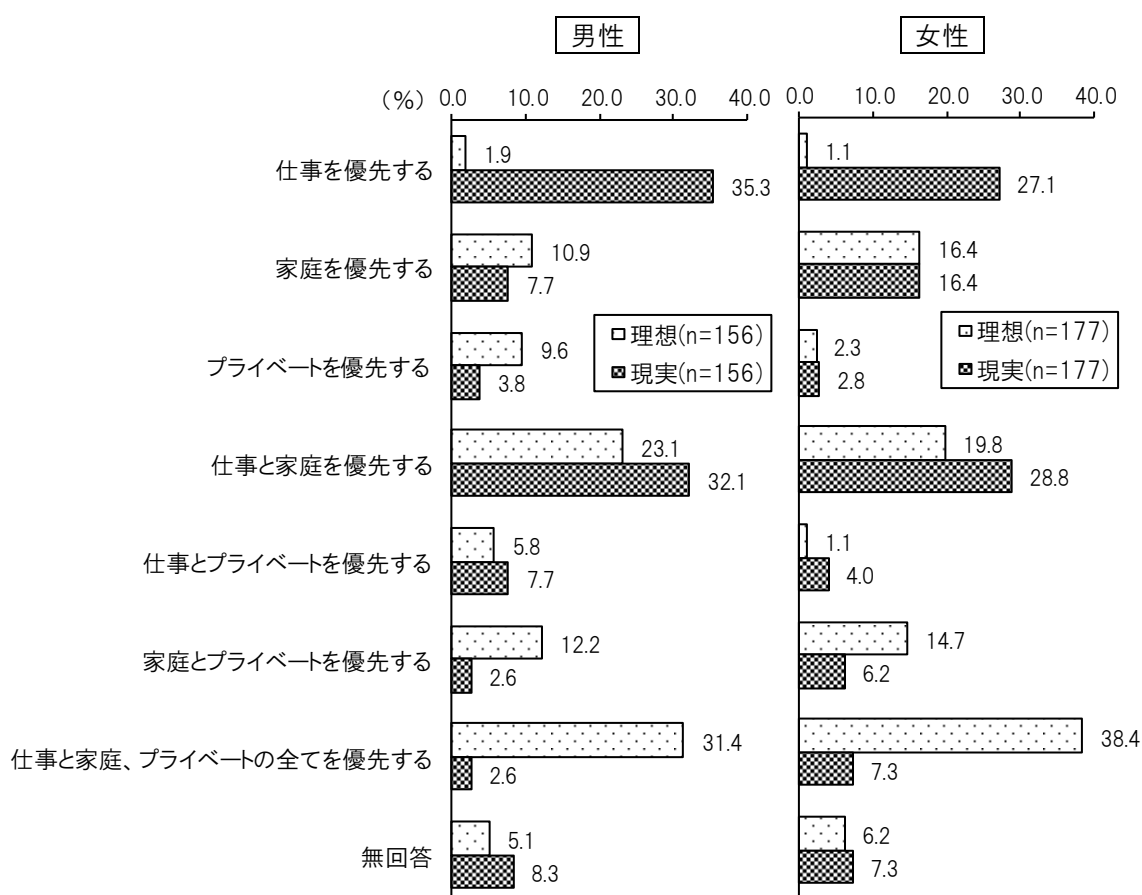
男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などの順となっています。

【男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと】

順位	男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと(N=336)	回答割合(%)
1位	男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	66.1
2位	保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	44.3
3位	育児休業や介護休業などを利用しやすくする	41.4
4位	パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	20.2
5位	職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	17.0
6位	女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する	15.5
7位	男女の雇用機会(採用、勤務条件など)を均等にする	14.6
8位	残業を減らす	12.8
9位	職場でのハラスメント(いやがらせ)の防止に努める	11.9
10位	性別にかかわらず、職業を選択できるようにする	9.5
11位	農林水産業など自営業の家族間の役割分担や、家族経営協定の締結を促進する	6.3
-	特になし	0.9

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」への「反対意識」は半数を超えています。
 日常生活の理想と現実については、男女共に、理想は「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」が最も多くなっていますが、現実には「仕事を優先する」が多く、依然として理想と現実のギャップが大きいことが分かります。

【仕事・家庭※¹・プライベート※²のバランスについて】



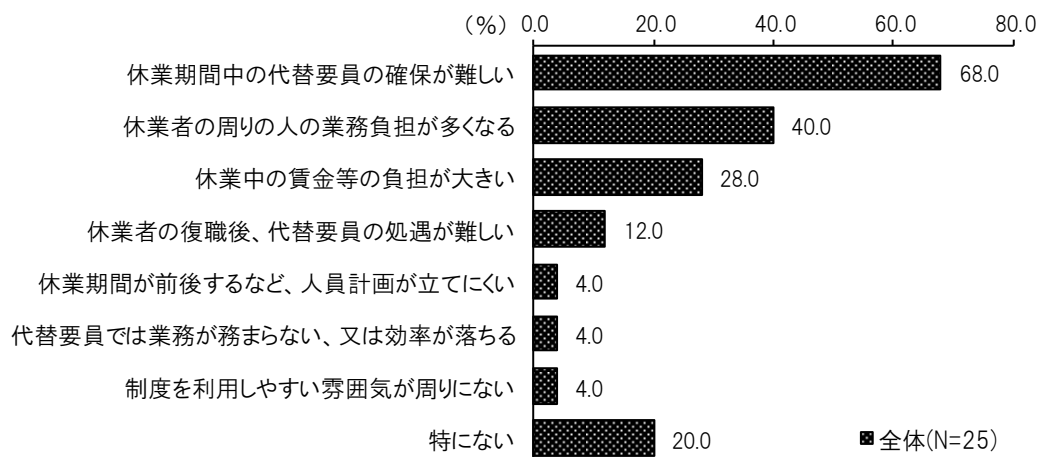
※1 家事・育児・介護を含む

※2 趣味や学習・地域活動・付き合いなど

● 事業所アンケート調査結果では ●

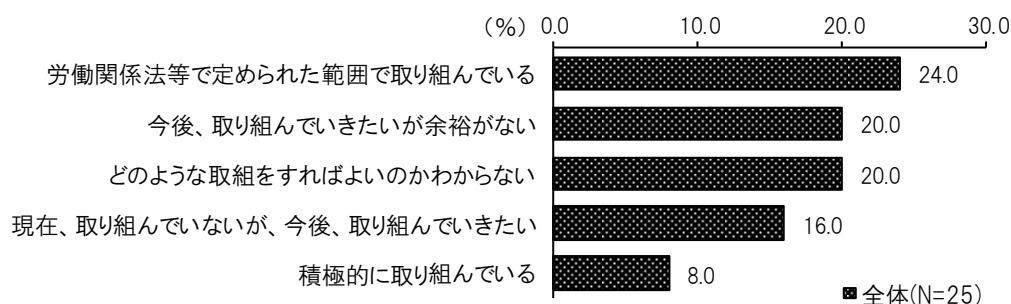
育児・介護休業制度を定着させる上での問題点については、「休業期間中の代替要員の確保が難しい」が最も多く、次いで「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」が続いています。

【育児・介護休業制度を定着させる上での問題点】



ワーク・ライフ・バランスの取組については、「労働関係法等で定められた範囲で取り組んでいる」が最も多く、次いで「今後、取り組んでいきたいが余裕がない」「どのような取組をすればよいのかわからない」が続いています。

【ワーク・ライフ・バランスの取組について】



● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・家事、育児、介護、教育等、家庭では全て共同作業という意識が大切であり、啓発活動も必要。
- ・共働きが多い中、女性が家事全般をするのではなくみんなで分担する。
- ・事業所によっては産休、育休等の制度が充実していない。働きやすい環境づくりが必要。

● 課題の整理 ●

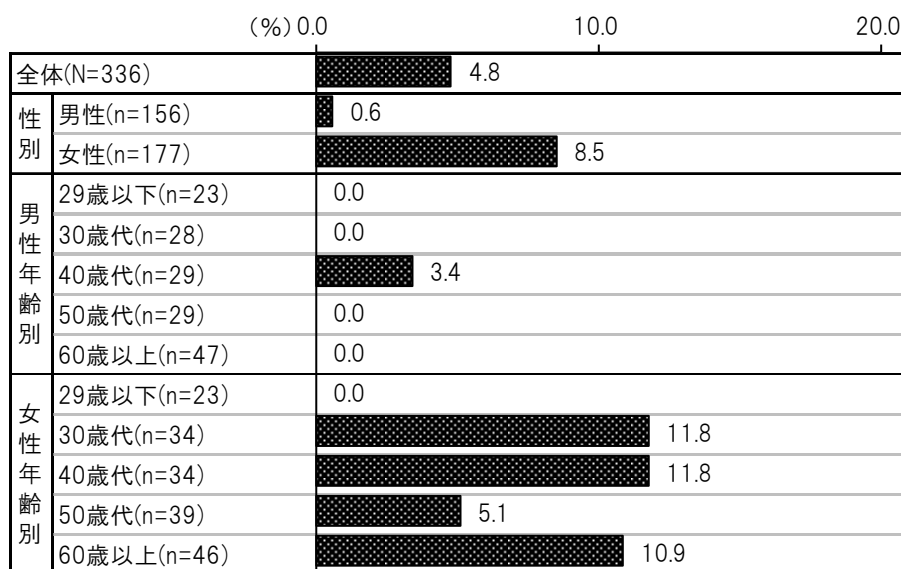
- ・ 男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備。
- ・ 労働時間短縮等に向けた事業所等への働き掛け。
- ・ 男性が家事や育児、介護などをすることへの理解促進。

6 暴力を許さない社会づくりについて

● 町民アンケート調査結果では ●

DVの経験について「自分が被害を受けたことがある」割合は、男性が 0.6%、女性が 8.5%となっています。

【DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



DVの相談先としては、「家族や親族」「友人や知人」が多くなっている一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人も多く、その理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」といった回答が多くなっています。

DVに対する必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が突出して最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」などの順となっています。

【DVに対する必要な取組】

順位	DVに対する必要な取組(N=336)	回答割合(%)
1位	被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	62.8
2位	被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備	35.7
3位	被害者家庭の子どもへのサポートの充実	29.2
4位	被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	27.4
5位	DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	24.7
6位	家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	16.4
7位	学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	15.5
8位	加害者の更生に向けた対策やサポートの充実	12.5
9位	メディア・リテラシー教育の充実	4.5

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・どんな暴力、虐待も見逃さないことが大切。
- ・啓発の強化、充実、相談窓口の設置が必要。相談窓口担当者への研修を行うなど支援対策も必要。
- ・相談窓口の電話番号を書いたカードを公衆の施設の個室トイレ等へ貼ることや、その他目につきやすい所に置く。
- ・相談窓口の設置場所等についての情報提供を行う。

● 課題の整理 ●

- ・家庭や学校等における暴力防止のための啓発や教育の充実。
- ・DV防止のための広報、啓発の充実。
- ・関係機関と連携した、DV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくり。
- ・デートDVや虐待等の問題に関して、様々な機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実。

7 生涯を通じた健康づくりについて

● 町民アンケート調査結果では ●

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」への「賛成意識」は7割以上を占めているとともに、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については6割以上を占めています。しかし、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男女共に若い年齢層は「賛成意識」が多いものの、年齢が上がるほど「反対意識」が多くなるなど、年齢による差が顕著にみられます。

● 課題の整理 ●

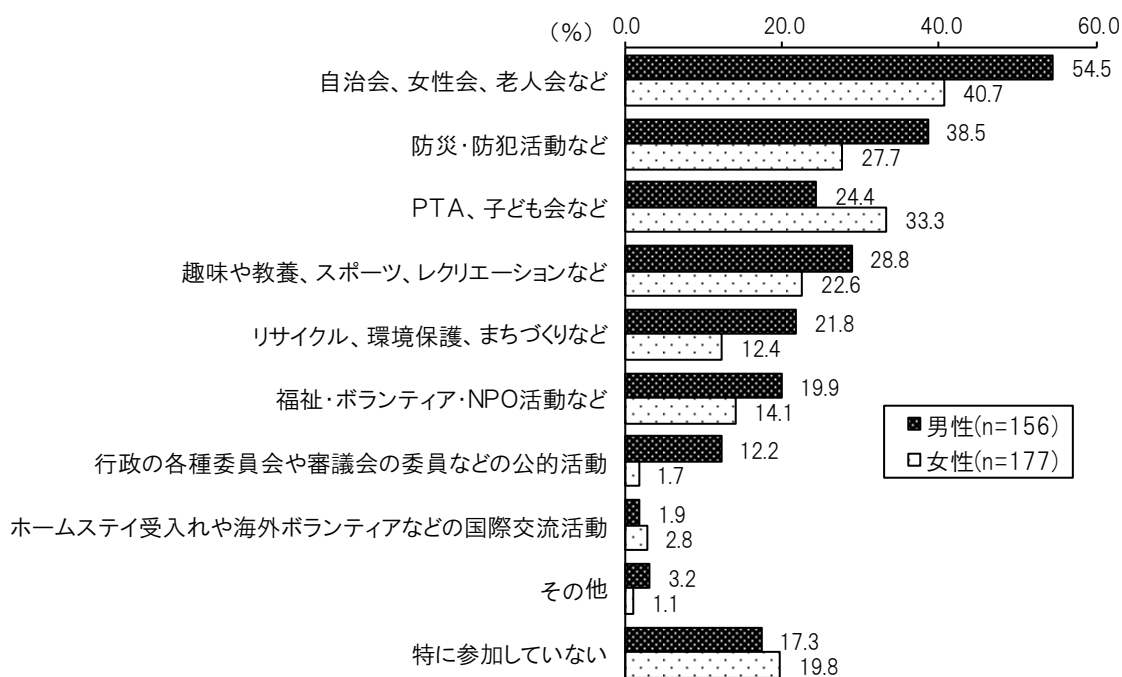
- ・女性の人権を尊重し、女性が自らの身体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる考え方について、より一層の周知、浸透。
- ・女性特有の疾病予防をはじめ、女性の心身の健康に対応した多様な相談や情報提供体制の充実。

8 地域社会における男女共同参画について

● 町民アンケート調査結果では ●

地域活動への参加状況については、「特に参加していない」が約2割を占めていますが、参加者は「自治会、女性会、老人会など」が最も多く、次いで「防災・防犯活動など」「PTA、子ども会など」の順となっています。男性の参加が女性よりも多い活動が多い中で、女性は「PTA、子ども会など」で男性を上回っています。また、地域活動に参加していない理由については、「忙しくて時間がない」といった回答が多くなっています。

【地域活動への参加状況】



防災・災害復興対策については、「防災訓練などへの参加」をはじめ、「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」「避難所の運営における女性リーダーの配置」などで、女性の活躍が必要とされています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・ ボランティア活動などへの男女共同参画。
- ・ 自主防災組織などへの女性の参画促進。
- ・ 災害等による避難時の女性への配慮。
- ・ 消防団などに女性も入りやすい、入りたくなるような環境づくり。

● 課題の整理 ●

- ・ 多忙な人でも地域活動に参加しやすい環境づくり。
- ・ 防災対策への女性の視点やニーズの反映。
- ・ 性別にかかわらず、地域おこしやまちづくりなど様々な地域活動に、誰もが参画しやすい地域社会づくり。

9 福祉環境づくりについて

● 町民アンケート調査結果では ●

男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「高齢者や障害のある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」や「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」「男女共同参画の広報・啓発活動を充実する」などが、上位に回答されています。

● 関係団体等ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨） ●

- ・ 障害者（児）に関するより一層の啓発活動や差別解消に向けての取組を進めるべき。
- ・ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援は重要。

● 課題の整理 ●

- ・ 高齢者や障害者等に対する福祉サービスの充実。
- ・ 性別にかかわらず介護休業が取りやすい環境づくり。

【3】第1次計画の検証と評価

本町では、第1次計画に基づき男女共同参画に関する様々な事業を展開しています。男女共同参画の事業分野は、周知や啓発活動のみならず学校教育や生涯学習部門、商工、労働、保健、福祉部門など庁内横断的な取組が必要です。

本町では、第1次計画に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって問題点や課題を抽出し、本計画の取組に反映させることとしています。

ここでは、第1次計画の「施策体系」における4つの基本目標と、それに関連付けられる施策の方向ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第1次計画の施策体系】

基本目標Ⅰ 男女が共に人権尊重と共同参画の意識を高めましょう	
施策の方向1	人権意識、男女共同参画意識の高揚
施策の方向2	男女共同参画推進のための教育・学習の充実
施策の方向3	暴力根絶への取組の充実
基本目標Ⅱ 男女が共にまちづくりを担いましょう	
施策の方向4	政策・方針の立案や決定過程への女性の参画拡大
施策の方向5	地域社会における男女共同参画の促進
基本目標Ⅲ 男女が共に仕事と生活の調和を実現できるようにしましょう	
施策の方向6	雇用の分野における男女平等の推進
施策の方向7	農林水産業・自営業における男女共同参画の促進
施策の方向8	仕事と家庭・地域生活の両立支援
基本目標Ⅳ 男女が共に健康で安心して暮らせる環境をつくりましょう	
施策の方向9	生涯を通じた健康づくりの推進
施策の方向10	いきいきと安心して暮らせるための福祉の充実

基本目標Ⅰ 男女が共に人権尊重と共同参画の意識を高めましょう

施策の方向1 人権意識、男女共同参画意識の高揚

【これまでの主な取組内容】

- 人権意識を高めるため、多様な媒体や機会を活用した啓発を推進しました。
- 女性の性に対する認識や命を大切にする青少年の意識を高めるため、学校等関係機関と連携して人権啓発を進めました。
- 愛媛県のガイドラインを活用し、性差別につながらないよう、広報等での表現に留意しました。
- 男女共同参画社会についての啓発や理解を促進するため、また、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について住民の理解を深めるため、広報やホームページ等の活用やイベントの実施などにより啓発活動を進めました。
- 男女共同参画に関する図書や関連資料の収集、提供に努めるとともに、審議会等委員の女性登用状況など町の男女共同参画の状況が分かるよう、情報の提供を推進しました。

今後の主な取組の方向性※

- 学校、家庭、地域社会と連携、協力した人権尊重教育への取組。
- 地区別人権・同和教育懇談会の開催及び参加地区の増加促進。
- 原子力発電や放射線に関する正しい知識を学べるセミナー等の開催。
- 各種委員会での女性委員の積極的な登用。
- 農業や水産業分野の人権意識高揚の推進。
- 災害時における支援を要する人の避難支援。
- 家庭、学校、地域が連携・協働した青少年の健全育成。
- 小学生の人間力の向上と醸成を図る取組の推進。
- 県、消防、隣接市町と協力した中学校での防災教育の実施
- 愛媛県のガイドラインを活用した、広報等における男女共同参画の視点から性差別につながらない表現の推進。
- 男女共同参画社会について、広報やホームページ等を活用した啓発活動の推進。
- 男女共同参画週間等の周知及び啓発の強化。
- 町の男女共同参画状況についての情報提供及び庁内での活用。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

施策の方向2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

【これまでの主な取組内容】

- 保育所や小中学校において、人権意識を育む教育や男女平等、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、関係者に対する研修の充実に努めました。
- 保育所、小中学校において、混合名簿の導入を図りました。
- 地域の事業所等と連携して、職場体験機会の充実に努めるとともに、個性や能力を尊重した進路、生徒指導の強化に努めました。

- 保育所や学校と連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育や人権教育の重要性についての啓発や講座の充実に努めるとともに、子育てに関する保護者を対象にした学習会などを開催しました。
- 男女共同参画に関する各種学習会や講座等の開催に努めるとともに、託児サービスなど参加しやすい環境づくりに努めました。

今後の主な取組の方向性
●保育所や小中学校における人権教育や男女の相互理解、協力を推進する教育の充実。 ●保育所での命の大切さを知る体験の実施。 ●父親の保育所の行事等への参加促進。 ●保育所に男女別々のトイレの設置。 ●保育所や小中学校における混合名簿の導入推進及び理解促進のための広報の充実。 ●地域の事業所等と連携した職場体験機会の充実。 ●子ども一人一人の個性や能力を尊重した進路、生徒指導の強化。 ●保育、教育関係者に対する研修の充実。 ●地区別懇談会や人権フェスタ、県内外への人権研修会への参加促進。 ●保育所や学校と連携した、男女共同参画の視点に立った家庭教育、人権教育の重要性についての啓発や講座の充実。 ●保護者を対象とした子育てに関する学習会などの開催。 ●「町PTA研究大会」開催など、家庭、学校、地域が連携、協働した青少年の健全育成、地域ぐるみの人権教育の推進。 ●小学校と連携した幼児教育講演会の開催及び参加促進。 ●全地域での学校、家庭、地域連携推進事業の展開及びコーディネーターの人材確保。 ●県等が主催する講座への参加及び町主催事業の実施についての検討。

施策の方向3 暴力根絶への取組の充実

【これまでの主な取組内容】

- 女性に対する暴力根絶について広く住民が理解できるよう、「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ、啓発の充実に努めました。
- セクシュアルハラスメント等の防止を徹底するため、関係機関と連携して啓発活動を進めるとともに、保育関係者や学校教育関係者、役場職員の研修の充実に図りました。
- 児童や高齢者の虐待防止に向けて、通告義務等の啓発を進めるとともに、地域住民や団体、関係機関等との連携を強化し、早期発見と対応、発生の予防に努めました。
- 女性が暴力を受けた際の相談窓口や児童虐待、高齢者虐待の相談窓口などについて、様々な機会を活用して周知を進めました。
- 県が作成する対策用シールを庁舎及び関係施設の女性用トイレに貼付し、DV被害の相談先の周知を図りました。
- 県主催の研修会への参加や関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談窓口で適切に対応できるように努めました。

- 児童や高齢者の虐待について、関係機関等との連携を強化し、相談や保護等の体制の整備・充実を図りました。

今後の主な取組の方向性
●あらゆる暴力の根絶に向けた周知や啓発の強化。 ●関係機関と連携した、各種ハラスメント防止に向けた啓発活動の推進。 ●保育関係者、学校教育関係者、役場職員に対する研修の充実。 ●要保護児童対策地域協議会のケース会議の開催及び関係機関との情報交換や情報の共有。 ●高齢者虐待についての周知、啓発及び早期発見、予防的支援体制の構築。 ●暴力を受けた際の相談窓口の周知。 ●様々な機会を活用した児童虐待、高齢者虐待の相談窓口の周知。 ●DV被害者に対する相談窓口の充実。 ●児童虐待や高齢者虐待についての相談や、保護等の体制の整備及び関係機関との連携の強化。

基本目標Ⅱ 男女が共にまちづくりを担いましょう

施策の方向4 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画拡大

【これまでの主な取組内容】

- 女性や若者が、町政やまちづくり等への関心を高められるよう、広報や出前講座などを活用して啓発を行いました。
- 住民に分かりやすい町政の推進に努めるとともに、町政に対して気軽に意見提案などが行える体制や、その活用について検討しました。
- 審議会等への女性委員の参画目標を令和元（2019）年度 35%にするとともに、女性委員がゼロの審議会等の解消を目指しました。
- 審議会委員等の女性の参画を進めるため、女性人材の把握と活用を促進し、政策方針決定の過程に、女性の積極的な登用を促進しました。
- 農業や漁業、商工業などの団体における方針決定の場への女性の参画を働き掛けました。
- PTAや自治会等の各種団体の代表や役員への女性の参画状況の公表を行うとともに、女性の参画を働き掛けました。
- 県の開催する講座など、女性を対象にした各種学級への参加を促進しました。
- 健康づくりの推進と地区組織活動のリーダーを養成するため、女性のみならず男性にも参加を呼び掛け、地域での栄養学級を開催しました。
- 地域活性化の担い手として、意欲的に学習に参加する個人や団体、町内で活動する女性団体相互の連携や交流の支援を行いました。
- 女性の地位向上と女性の町政への参加促進を図るため、町内で活動する女性団体相互の連携や交流を支援しました。

今後の主な取組の方向性
●町政懇談会「町長と語ろう」の開催及び各種団体との意見交換等の取組。 ●審議会委員等の女性登用状況などの情報提供。 ●「伊方町が提供する行政サービス改善に関する提言」募集事業及び町民が気軽に町政への意見提案ができる体制づくりの推進。 ●各種委員会や審議会、政策や方針などへ男女双方の意見が反映される場づくり。 ●多様な人材の発掘及び地域人材の活用。 ●「女性職員プロジェクトチーム」メンバーの発掘。 ●農業や漁業、商工業などの団体における方針決定の場への男女共同参画の働き掛け。 ●PTAや自治会等における女性委員登用の促進。 ●県が開催する男女共同参画関連講座への積極的な参加促進。 ●男性も参加しやすい地域での栄養学級の開催。 ●家庭教育の重視及び次代を担う人材の育成。 ●女性団体との連携強化及び自主的な学習活動の支援。

施策の方向5 地域社会における男女共同参画の促進

【これまでの主な取組内容】

- 国際交流を進めるとともに相互理解を深め、外国の男女平等や男女共同参画の問題などについて理解を深める機会の確保に努めました。
- 地域活動や地域活性化の活動に主体的に参画できるよう、ボランティア団体の育成やNPO法人の設立を支援しました。
- 住民の力を結集した魅力ある地域づくりの推進や、地域活性化事業の一層の充実に努めました。
- ひとり暮らし高齢者等を災害の被害から守るため、自主防災組織による避難誘導や避難所での生活支援など、防災活動への男女共同参画を促進しました。
- 関係機関と連携し、地域での見守りや悪徳商法等の学習など、防犯活動を促進しました。
- 世代間交流や子育てサロンの開催など、地域での見守り支援体制の確立を目指しました。

今後の主な取組の方向性
●国際交流活動の推進及び異文化を学習する機会の提供。 ●「子ども英語スクール」の開講及び幼少期からの人間力の向上促進。 ●集落サポート事業や地域おこし協力隊、「ふるさといかた創生塾」の活動の支援。 ●女性ならではの防災活動支援及び女性消防団の組織強化。 ●関係機関と連携した防犯活動の促進。 ●保育所と高齢者施設の交流会や職場体験の受け入れなど、地域の人々との交流の推進。

基本目標Ⅲ 男女が共に仕事と生活の調和を実現できるようにしましょう

施策の方向6 雇用の分野における男女平等の推進

【これまでの主な取組内容】

- 事業主を対象に、男女格差を解消する雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについて、国や県等関係機関との連携による啓発を行いました。
- 男女雇用機会均等法や職場における待遇など、男女共同参画を推進するための労働関係法の趣旨や内容の周知を図りました。
- 男女共同参画を進める県内の事業所の実践例など、県との連携により情報の提供に努めました。
- 関係機関と連携して、女性の職業能力の開発や技術、資格取得や出産や子育て後の再就職のための、職業能力向上等の機会の提供に努めました。
- 女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して求人情報等の情報の収集や提供に努めました。
- 女性の町内での就労の機会を確保するため、地域資源を生かしたコミュニティビジネスの起業などの検討を進めました。

今後の主な取組の方向性
●事業主を対象とした、男女格差を解消する雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについての啓発。 ●住民を対象とした、男女雇用機会均等法や職場における待遇など、労働関係法の趣旨や内容の周知。 ●県と連携した、男女共同参画を進める県内の事業所の実践例などの情報提供。 ●関係機関との連携による女性の職業能力の開発や技術、資格取得の機会の提供。 ●職業能力の向上や求人情報等の情報収集、提供など女性の就労支援。 ●女性の就労機会を確保するための地域資源を生かした起業などの支援。

施策の方向7 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進

【これまでの主な取組内容】

- 農業委員会や農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の委員や役員への女性参画を促進しました。
- 家族一人一人が農業経営に積極的に参画し、夢を持って農業に取り組めるよう、家族経営協定についての啓発活動を行うとともに、農業者年金に女性も加入するよう啓発活動を推進しました。
- 関係機関や団体と連携し、農業や水産業、商工業従事者、経営者の情報交換や交流、環境づくりの提案などを行うネットワークの充実を図りました。
- 伊方町生活研究協議会の活動について、男女共同参画の視点での取組となるよう支援しました。
- 関係機関と連携し、農林水産業や商工自営業、家族従事者などの労働に関する相談体制の整備に努めました。

今後の主な取組の方向性
●農業委員会や農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の委員や役員への女性の参画促進。 ●家族経営協定や女性の農業者における、年金加入についての啓発活動の推進。 ●関係機関や団体と連携した、農業や水産業、商工業従事者、経営者の情報交換や交流、環境づくりの提案などを行うネットワークの充実及び新規就農漁者の参画促進。 ●幅広い世代が共存可能な伊方町生活研究協議会の活動及び仲間づくりの推進。 ●関係機関との連携による、農林水産業や家族従事者などの労働に関する相談体制の整備。

施策の方向 8 仕事と家庭・地域生活の両立支援

【これまでの主な取組内容】

- 事業者や地域が共に仕事と生活の調和の実現に向けて取り組んでいけるよう、啓発を推進しました。
- 働き方の見直しや仕事と家庭、地域生活の調和に向けた取組の先進事例など、関係機関等と連携して事業所への啓発に努めました。
- 「改正育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律）」について、関係機関との連携により普及、施行の促進を図りました。
- 働く親の子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援するため、保育所のサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めました。
- 子育て支援広場や乳児相談、教育相談などを進め、子育て支援の環境の整備に努めました。
- 在宅介護者の負担を軽減するため、介護保険サービスや地域支援事業の情報提供、利用促進を図りました。
- ひとり親家庭への就労、生活相談や経済的支援を行い、生活の安定と福祉の向上を図りました。
- 家庭の実情に合った家事分担等について、家族の話し合いを促進するとともに男性の家事、育児参加等の啓発、広報活動を推進しました。
- 男性の家庭生活参画促進を目的とした、知識や技術を習得する教室を開催しました。

今後の主な取組の方向性
●仕事と生活の調和の実現に向けた、商工会への情報提供や啓発活動の推進。 ●「改正育児・介護休業法」について、関係機関への情報提供及び啓発活動の推進。 ●保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実。 ●ハートなんでも相談員やスクールカウンセラー等の活用、スマイルルーム開催など子育て支援の環境整備。 ●介護保険サービスや地域支援事業についての情報提供及び利用の促進。 ●ひとり親家庭への就労、生活相談や経済的支援。 ●家庭の実情に合った家事分担や男性の育児参加等に関する啓発の推進。

基本目標Ⅳ 男女が共に健康で安心して暮らせる環境をつくりましょう

施策の方向 9 生涯を通じた健康づくりの推進

【これまでの主な取組内容】

- 子どもの発達段階に応じた性教育や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、飲酒や喫煙、薬物使用等の弊害についての啓発を推進しました。
- 学校等と連携して、思春期における心や体、性の悩みや不安が解消するよう、相談体制の充実を図りました。
- 妊娠、出産期における女性の健康を支援するため、母子健康手帳の交付や妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査などの事業を進めるとともに、健診後の支援が必要な妊産婦等への早期対応を図りました。
- 各種健康診査の受診率向上に向けて、普及啓発と受診しやすい体制づくりに努めました。
- 紅梅学級や婦人学級などを通じて、ライフステージに応じた健康問題や健康管理についての学習機会の充実を図りました。
- 生活習慣病の予防をはじめ、介護予防、男性の更年期の問題など、特に中高年期の健康管理についての啓発や教育の充実に努めました。
- 関係機関等と連携を図り、働き盛りの男性の心と体の健康相談の充実に努めました。

今後の主な取組の方向性

- 子どもの発達段階に応じた性教育や性感染症等に関する正しい知識の普及。
- 未成年の飲酒、喫煙、薬物使用等の弊害についての啓発。
- 学校等と連携した、思春期における心や体、性の悩みや不安を解消する相談体制の充実。
- 母子手帳交付時のアンケートや妊婦相談など、健診後の支援が必要な妊産婦への早期対応と継続的な支援。
- 子宮がん検診や乳がん検診、骨粗しょう症検診などの受診率向上に向けた検診の普及啓発と、受診しやすい体制づくり。
- ライフステージに応じた健康問題や健康管理について学習できる機会の充実。
- 男性の中高年期の健康管理についての啓発及び教育の充実。
- 関係機関等と連携した、働き盛りの男性の心と体の健康相談の充実。

施策の方向 10 いきいきと安心して暮らせるための福祉の充実

【これまでの主な取組内容】

- 介護や支援を必要とする人が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや地域支援事業、高齢者福祉施策を推進しました。
- 障害のある人が地域の中で暮らし、社会参加や就労など一人一人の自己実現を支援できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害福祉施策を推進しました。
- 高齢者や障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進しました。
- 地域住民や団体、関係機関等と連携を図り、地域での友愛訪問、給食サービス、サロンなど、温かな触れ合いと支え合いの地域づくりを促進しました。

- 男女が共に介護や看護の知識、技術等を習得できる講座や、身近な地域で教室を開催できるよう努めました。
- 地域での介護予防活動を普及するため、元気な高齢者で介護予防やボランティア活動に興味のある方を対象に養成講座を開催しました。

今後の主な取組の方向性
●介護や支援を必要とする人が、住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活を送るための各種施策の推進。 ●障害のある人が地域の中で暮らし、社会参加や就労など一人一人の自己実現を支援できる障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害福祉施策の推進及び支援を必要とする人の洗い出し。 ●高齢者や障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、適切なサービスや制度、事業へつなげる体制の構築及び日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進。 ●地域住民や関係機関等と連携した、温かな触れ合いと支え合いの地域づくりの推進。 ●身近な地域で男女共に参加しやすい介護や、看護の知識、技術等を習得できる講座や教室の開催。 ●地域での介護予防活動を普及するため、元気な高齢者を対象としたボランティア養成講座の開催及び受講の促進。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

本町では、平成22（2010）年3月に第1次計画を策定し、「男女が共にキラリと光るまち 伊方をめざして」という基本理念の下、「男女が共に人権尊重と共同参画の意識を高めましょう」をはじめとする4つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

その後、本町では平成28（2016）年3月に、政策の最上位計画である「伊方町第2次総合計画」を策定し、まちの将来像を「輝く人々・豊かな自然 よろこびの風薫るまち 伊方 ～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～」と定めています。

これは、本町の自然、伝統、文化、風土、そして大切に受け継がれている助け合いの精神「合力（こうろく）の心」を尊び、豊かな個性を更に磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指して定めたものです。

本計画においては、第1次計画の目指す方向を踏襲しつつ、これまでに見えてきた新たな課題や社会的背景、また「伊方町第2次総合計画」の理念や考え方を踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 基 本 理 念 ●

**誰もがいきいきと活躍できる
よろこびの風薫るまち 伊方**

2 基本目標

基本目標については、第1次計画で定めた4つの項目を、国や県の動きや本町における社会的背景の変化、また新たな課題等を踏まえ次の3つの項目に集約し改めます。

この基本目標に基づいて進める「基本施策」「施策の方向」及び「具体的な事業」については、第1次計画で実行してきた個別の事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標Ⅰ お互いを認め合うまちづくり

男女共同参画のまちづくりを推進するためには、誰もがお互いの人権を尊重する意識が重要です。しかし、社会の様々な分野において「男性優遇」意識が依然として根強く残っている現状がみられます。

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤となる人権尊重の意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、学校教育における人権と男女共同参画に関する教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習など様々な機会を通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できるまちづくり（女性活躍市町村推進計画）

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

雇用の場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや、子育て支援、介護支援の充実等に取り組むとともに、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅱに係る取組は、本町における「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援の充実に取り組みます。これらに関連する施策を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。また、誰もが生涯を通じて健康に暮らせるための支援をはじめ、地域共生社会の考え方に基づく、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【２】施策の体系

基本理念

誰もがいきいきと活躍できる よろこびの風薫るまち 伊方

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

【基本目標Ⅰ】 お互いを認め合う まちづくり

1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

(1)人権を尊重する意識づくり
(2)男女共同参画の理解促進

2 男女共同参画を推進する学びの場の充実

(1)男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
(2)多様な社会教育機会の充実

【基本目標Ⅱ】 誰もがいきいきと 活躍できる まちづくり (女性活躍市町村 推進計画)

3 あらゆる分野における女性活躍の推進

(1)政策・方針決定過程における女性活躍の促進
(2)女性人材の育成支援
(3)農林水産業等における男女共同参画の推進

4 誰もが働きやすい職場環境づくり

(1)雇用の機会均等と待遇の確保
(2)共に働きやすい職場環境づくり

5 仕事と家庭生活の調和の推進

(1)ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進
(2)働き方の見直しと男性の家事等への参加促進

6 地域社会における男女共同参画の推進

(1)地域活動における男女共同参画の推進
(2)防災分野における男女共同参画の推進

【基本目標Ⅲ】 誰もが安心して 健やかに 暮らせる まちづくり

7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり
(DV防止市町村基本計画)

(1)暴力を許さない意識づくり
(2)きめ細かな相談支援体制づくり

8 生涯を通じた健康づくりへの支援

(1)ライフステージに応じた健康づくり
(2)母子保健の充実

9 安心して暮らす福祉の充実

(1)地域における福祉の推進
(2)多様な生活支援の充実

第5章 目標実現に向けての取組

【基本目標Ⅰ】お互いを認め合うまちづくり

基本施策1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

一人一人が相手を思いやり、あらゆる分野で人権を尊重する社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。また、多様な媒体を活用した啓発や情報の提供を行い、男女共同参画への理解を促進します。

(1) 人権を尊重する意識づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
人権意識の啓発	●あらゆる分野で人権が尊重され、差別を許さない人権意識を高めるため、教育の場や多様な媒体、機会を活用して啓発を推進します。 ●懇談会やセミナー等、人権意識への理解を深めるための場づくりに努めます。	全課
人権意識の育成	●子どもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、個性を認める意識などを養うことができるよう、小、中学校において人権教育の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が連携、協働して子どもの健全な育成を図ります。 ●保育所において、地域の豊かな自然を生かし、動植物と触れ合うことで命の大切さを育む取組を推進します。	学校教育室 保健福祉課 (こども政策室)
広報等における配慮	●町の広報紙やホームページをはじめ、町が作成する出版物等において、愛媛県のガイドライン等を活用し、男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。そのため、職員一人一人の意識の醸成を図るとともに、効果的な啓発に努めます。	全課

(2) 男女共同参画の理解促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の推進	●町の広報紙やホームページ、国や県が作成する冊子等、様々な媒体を活用し、「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方に代表される「固定的な性別役割分担意識」の払拭をはじめ、広く男女共同参画への理解を促進するとともに、誰にでも分かりやすい啓発に努めます。	総務課（総務管理室）

施策名	具体的施策の内容	担当課
男女共同参画週間等の周知	●男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について、住民の理解を深めるために定められている「男女共同参画週間」（毎年6月23日～29日）や、県が定めている「男女共同参画推進週間（パートナー・ウィークえひめ）」（6月17日～23日）についての周知や期間中のイベントなどによる啓発を強化します。	総務課（総務管理室）
啓発資料の収集・作成	●男女共同参画に関する図書や関連資料の収集、提供に努めるとともに、審議会等委員の女性登用状況など、町における男女共同参画の状況が分かる情報の提供や庁内での活用を促進します。	学校教育室 総務課（総務管理室）

基本施策2 男女共同参画を推進する学びの場の充実

子ども一人一人が、その個性や能力を十分に発揮できるよう、学習の充実を図るとともに、教育・保育の場における人権や男女共同参画への理解促進に努めます。また、固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが多様な生き方を選択できるよう、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

（1）男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
学びの場における男女共同参画の意識づくり	●技術家庭や家事、育児、介護体験等の授業を通じて、男女共同参画の意識づくりを推進する教育の充実に努めます。	学校教育室
男女混合名簿の適切な利用の促進	●保育所、小、中学校において混合名簿の利用を促進するとともに、職員やPTA等に正しく理解されるよう広報の充実に努めます。	学校教育室 保健福祉課（こども政策室）
進路指導体制の強化	●進路指導の場において、性別にかかわらず、児童生徒一人一人の主体的な選択を可能にするため、地域の事業所等と連携し、職場体験機会の充実に努めるとともに、個性や能力を尊重した進路、生徒指導の強化に努めます。	学校教育室
男女共同参画に関する研修の充実	●保育、教育関係者が、保育所や学校における男女共同参画の視点に立った教育・保育を行えるよう、地区別懇談会や人権フェスタ、県内外への人権研修への参加など、保育、教育関係者に対する研修の充実に努めます。	学校教育室 保健福祉課（こども政策室）

施策名	具体的施策の内容	担当課
国際交流活動事業	●国際交流活動を推進し、海外体験学習の実施やホームステイの受け入れを通じて、異文化を学習する機会の充実を図ります	生涯学習室
グローバル人材育成の推進	●「子ども英語スクール」を開講し、グローバル社会に対応するため男女共同参画の取組を幼少期に行うことで、意識を高め国際的な視野とコミュニケーション能力の育成を図り、人間力の向上促進に努めます。	中央公民館

(2) 多様な社会教育機会の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
家庭教育の促進	●家庭、学校、地域が連携、協働し、地域ぐるみの人権教育を推進します。また、町PTA研究大会や幼児教育講演会の周知を図り、保護者の参加を促進します。 ●父親が保育所の行事等に参加し、育児についての理解を深めてもらえるよう努めます。	学校教育室 生涯学習室 保健福祉課 (こども政策室)
地域学習の促進	●学び、伝え、共に創る生涯学習社会の形成、家庭、学校、地域が連携、協働した青少年の健全育成、地域に根ざした個性豊かな文化の振興を推進していくため、家庭、学校、地域連携推進事業を実施するとともに、コーディネーターの人材確保に努めます。また、県等が主催する学習会への参加を推進するとともに、町主催の事業の実施について検討します。	生涯学習室 保健福祉課 (こども政策室) 総務課(総務管理室)

【基本目標Ⅱ】誰もがいきいきと活躍できるまちづくり（女性活躍市町村推進計画）

基本施策3 あらゆる分野における女性活躍の推進

性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画を推進する女性人材の育成の促進に努めます。また、農林水産業、商工サービス自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働き掛けなどに取り組みます。

（１）政策・方針決定過程における女性活躍の促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
審議会委員等への女性の参画促進	●政策・方針決定過程における女性の参画が進むよう、啓発を推進するとともに、町の審議会等における女性委員の選任割合の向上を目指して、女性の積極的な登用や任用機会の確保に努めます。	生涯学習室 保健福祉課 （こども政策室） 総務課（総務管理室）
女性の登用の促進	●庁内の管理職における女性の登用を促進するとともに、女性の視点による町民サービスの向上に関する提案を受けするために立ち上げた「女性職員プロジェクトチーム」への町職員の参加を促進します。	総務課（総務管理室）
民間部門における女性の参画拡大	●農林水産漁業、商工業などの団体における方針決定の場への女性の参画を働き掛けるとともに、新たなメンバーの参加を促進します。	総務課（総務管理室）
町政への関心の喚起	●町政懇談会「町長と語ろう」を開催し、各種団体との意見交換等を検討するとともに、女性団体との懇談会を行い、政策の反映に努めるよう検討します。また、審議会等委員の女性登用状況などの情報提供に努めます。	政策秘書室 総務課（総務管理室）
町政への意見提案募集	●「伊方町が提供する行政サービス改善に関する提言」募集事業を行い、町政に対して気軽に意見提案できる体制づくりに取り組みます。	政策秘書室

(2) 女性人材の育成支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
女性人材の把握と活用	●地域で活躍し、男女共同参画を促進する女性人材の発掘に努めるとともに、あらゆる分野において積極的に地域人材の活用に努めます。	生涯学習室 中央公民館 総務課（総務管理室）
女性を対象にした各種学級	●男女共同参画を促進する人材の育成に向けて、地域における講座や研修会等の内容の充実を図り、更に多くの町民に参加してもらえよう、周知や情報提供に努めます。	中央公民館
栄養学級	●健康づくりの推進と地区組織活動のリーダーを養成するため、女性のみならず男性にも参加を呼び掛け、地域での栄養学級の開催を行います。	保 健 セ ン ター
人材育成事業	●人づくりがまちづくりの基本であり、教育の原点は家庭にあるという原則の下、家庭教育を重視し次代を担う人材（人財）の育成を図ります。	生涯学習室
女性団体連絡会への活動支援	●女性団体と連携を深め、自主的な学習活動を支援するとともに女性の地位向上を図り、より良い町づくりに向けて女性の参画を推進します。	生涯学習室
女性の起業支援	●女性の就労の機会を確保するため、地域資源を生かした起業の支援に努めるとともに、コミュニティビジネスについて検討します。	観光商工室 保健福祉課 （こども戦略室）

(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
組合の委員等への女性の参画促進	●農業委員会や商工会等の委員や役員への女性参画を促進します。また、農業協同組合、漁業協同組合等の委員や役員等、経営への女性の参画を促進します。	観光商工室 農業委員会 農林水産室 農業支援センター
家族経営協定締結に関する啓発	●家族農業経営における各世帯員の役割分担や、就業条件などを取り決める「家族経営協定」制度の周知及び理解を促進し、家族一人一人が農業経営に積極的に参加し夢を持って農業に取り組めるよう、啓発活動を推進することで締結数を増やし、女性の農業経営における地位の向上を図ります。	農業委員会 農林水産室 農業支援センター

施策名	具体的施策の内容	担当課
農業者年金加入に関する啓発	●農業委員と協力して、高齢期の生活を保障する農業者年金に、女性も加入するよう啓発活動を進めるとともに、年金加入のメリットに対する理解を促進します。	農業委員会
女性が生産活動しやすい環境づくり	●女性が生産活動しやすい環境づくりを進めるため、関係機関や団体と連携し、農林水産業従事者、商工業従事者、経営者の情報交換や交流、環境づくりの提案などを行うネットワークの充実を図るとともに、世代交代や新規就農漁商工者の参画を促進します。	観光商工室 農林水産室 農業支援センター
伊方町生活研究協議会等への活動支援	●健康で活力ある農村づくりを目指して、地域産品を活用した特産品づくりやPR、ふるさと市等による消費者や都市住民との交流を促進します。 ●地域おこし協力隊員や伊方町生活研究協議会の活動を支援し、農林水産業における男女共同参画を促進します。	観光商工室 農林水産室 農業支援センター 地域振興センター
労働に関する相談体制の整備	●関係機関との連携による農林水産業、商工業自営業やその家族従事者などの労働に関する相談体制を整備し、課題の解決に努めます。	観光商工室 農林水産室 農業支援センター

基本施策４ 誰もが働きやすい職場環境づくり

雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して企業等への啓発を充実するとともに、セクシュアルハラスメント等に関する啓発を行い、働きやすい職場環境づくりを促進します。

（１）雇用の機会均等と待遇の確保

施策名	具体的施策の内容	担当課
事業主に対する法制度に関する啓発	●事業主を対象に、男女格差を解消する雇用管理上の義務や職場慣行の見直し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）などについて、国や県等関係機関との連携による啓発を行います。	観光商工室
住民に対する啓発	●住民を対象に、男女雇用機会均等法や職場における待遇など、男女共同参画を推進するための労働関係法の趣旨や内容について、ポスターやパンフレットの設置により周知を図ります。 ●広報紙や町のホームページをはじめ、多様な機会を通じて、女性の活躍促進に向けた男性の意識の改革、女性の意識改革の促進を図ります。	観光商工室

施策名	具体的施策の内容	担当課
男女共同参画に関する情報提供	●男女共同参画を進める県内の事業所の実践例など、県との連携により、ホームページや広報紙など多様な媒体を活用し情報提供に努めます。	観光商工室
職業訓練の促進	●関係機関との連携により、女性の職業能力の開発や技術、資格取得の機会の提供に努めます。 ●出産や子育て後の再就職のための職業能力の向上等の機会の提供に努めます。 ●職業訓練等に関して、ホームページや広報紙による情報提供に努めます。	観光商工室
就職活動支援	●女性の就労を支援するため、関係機関との連携による求人情報等の情報の収集や提供に努めます。	観光商工室

(2) 共に働きやすい職場環境づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
セクシュアルハラスメント等に関する啓発	●セクシュアルハラスメント等各種ハラスメントの防止を徹底するため、関係機関と連携し、ポスター、リーフレットの掲示をはじめ、広報紙、ホームページ等で周知啓発を行います。	観光商工室 保健福祉課 (こども政策室)
職員等に対する啓発	●セクシュアルハラスメント等各種ハラスメントの防止を徹底するため、保育関係者、学校教育関係者、役場職員に対する研修の充実を図ります。	学校教育室 保健福祉課 (こども政策室)

基本施策5 仕事と家庭生活の調和の推進

誰もが「仕事」と子育てや介護などの「家庭生活」を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）や働き方の見直しに関する情報提供及び意識啓発に努めるとともに、子育てや介護支援体制等の充実を図ります。

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	●ワーク・ライフ・バランスについての住民の理解を促進し、事業者や地域が共にその実現に向けて取り組んでいけるよう、ホームページや広報紙を活用した啓発活動を推進します。	観光商工室

施策名	具体的施策の内容	担当課
育児休業制度等の周知や利用促進	●ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業等に対して、育児休業や介護休業制度に関する情報提供など、制度の普及に向けた啓発に努めます。	観光商工室
保育サービス等の充実	●共働き世帯等、子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援するため、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。	保健福祉課 (こども政策室)
子育て支援の環境整備	●保護者が自信を持って子育てができるよう、また、保護者同士の交流が行えるよう、子育て支援広場やスマイルルームの開催、乳児相談、教育相談などを推進するとともに参加を促進します。	学校教育室 保健福祉課 (こども政策室) 保健センター
介護保険サービス等の利用促進	●「伊方町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、在宅介護者の負担を軽減するため、様々な媒体を活用して介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、利用促進を図ります。	保健福祉課 (長寿介護室)

(2) 働き方の見直しと男性の家事等への参加促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
労働時間短縮に向けた啓発	●長時間労働などの働き方の見直しをはじめ、仕事と家庭生活の調和に向けた取組の先進事例など、関係機関等と連携し企業への啓発に努めるとともに、ホームページや広報紙を活用した情報提供に努めます。	観光商工室
男性の家事等への参加促進	●家庭の実情に合った家事分担等について、家族による話し合いを促進するとともに、ホームページや広報紙を活用し、男性の家事参加等についての啓発を推進します。 ●男性が育児や家事、介護など必要になったときに困ることがないように、知識や技術習得のための教室を開催するとともに、周知に努めます。	保健福祉課 (こども政策室) 総務課(総務管理室) 生涯学習室

基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。また、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域活動における女性の参画拡大	●PTAや自治会等、地域での様々な活動の場において、社会通念やしきたり、慣習にとらわれず、お互いが協力して進めることができるよう啓発に努めるとともに、女性委員の登用を促進します。	生涯学習室 総務課（総務管理室）
ボランティア等の育成支援	●住民の誰もが地域における福祉や環境美化活動、地域活性化のための活動に主体的に参画できるよう、ボランティア団体の育成やNPO法人の設立を支援します。	総合政策課 （まちづくり戦略室）
地域活性化事業	●地域活性化のため、集落サポート事業や地域おこし協力隊の活動、ふるさといかた創生塾の活動及び元気わくわく事業を補助金の活用等により進めます。	総合政策課 （まちづくり戦略室） 観光商工室
防犯活動への男女共同参画の促進	●子どもや高齢者を対象とした犯罪を防止するため、関係機関と連携し、地域での見守り活動や悪徳商法等についての情報提供などの防犯活動を促進します。	総務課（危機管理室）
子どもの交流活動の推進	●保育所の行事において、高齢者施設との交流会や職場体験の受け入れなど、地域との交流を行い、子どもの社会性やコミュニケーション能力を育みます。	保健福祉課 （こども政策室）

(2) 防災分野における男女共同参画の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
防災活動への男女共同参画の促進	●自主防災組織による避難誘導や避難所での生活支援など、防災活動への男女共同参画を促進します。	総務課（危機管理室）
女性消防団員の充実強化	●女性消防団員が活動しやすい環境づくりや処遇の改善、自主防災組織活動との連携の強化に努めます。	総務課（危機管理室）
学校等での防災教育	●原子力発電や放射線に関する知識を深めるセミナー等の開催や中学校での防災教育を実施します。	学校教育室

【基本目標Ⅲ】誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

DVや虐待等あらゆる暴力の根絶のための意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、暴力を根絶する啓発を強化するとともに、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談や支援体制の充実を図ります。

（１）暴力を許さない意識づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
暴力をなくす運動の啓発	●DVやデートDVをはじめ、あらゆる暴力の根絶について、その背景や趣旨を広く住民が理解できるよう、ポスターやリーフレットをはじめ広報紙、ホームページ等での啓発に努めます。	保健福祉課 （こども政策室）
児童虐待防止の推進	●児童虐待の防止に関する通告義務等の啓発を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会のケース会議を開催し、関係機関との情報交換や情報共有を行い、児童虐待の早期発見と対応、発生の予防に努めます。	保健福祉課 （こども政策室）
高齢者虐待防止の推進	●住民や関係機関等に対して、高齢者虐待についての周知啓発を図るとともに、早期発見及び予防的な支援につなぐ体制づくりに努めます。	保健福祉課 （長寿介護室）

（２）きめ細かな相談支援体制づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
相談窓口等の周知	●多様な機会や手段を活用して、DVの防止及び高齢者、障害者、児童等に対する虐待の防止や相談窓口について周知を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。	保健福祉課 （こども政策室） 保健福祉課 （長寿介護室）
DV相談に関する情報提供	●DV被害者に相談機関の連絡先を知ってもらうため、県が作成する対策用シールを庁舎及び関係施設に貼付するなど、多様なツールや機会を通じて情報提供します。	保健福祉課 （こども政策室）
DV被害に関する相談体制の充実	●DV被害者への相談窓口における適切な対応が行えるよう、県主催の研修会に参加するとともに、愛媛県福祉総合支援センター（婦人相談所）等関係機関との連携を図り、対応の充実に努めます。	保健福祉課 （こども政策室）

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童虐待に関する相談体制の充実	●児童虐待に関して、県、各市町との実務研修会に参加するとともに、関係機関等との連携を強化し、相談や保護等の体制の整備、充実を図ります。	保健福祉課 (こども政策室)
高齢者虐待に関する相談体制の充実	●高齢者への虐待に関して、関係機関等との連携を強化し、相談や保護等の体制の整備、充実を図ります。	保健福祉課 (長寿介護室)

基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援

誰もが、生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、性別差に配慮した心身の健康の保持、増進を支援する取組を充実します。

(1) ライフステージに応じた健康づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
発達段階に応じた性教育等の推進	●養護教諭と連携し、発達段階に応じた性教育や性感染症等に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育室 保健センター
健康を脅かす問題についての啓発	●養護教諭と連携して、小児生活習慣病予防や飲酒、喫煙、薬物使用等の弊害について啓発を進めます。	学校教育室 保健センター
相談体制の充実	●学校等との連携を図り、思春期における心身や性の悩み、不安の解消のため、相談体制の充実を図ります。	学校教育室 保健センター
健康教育の充実	●他事業との連携や紅梅学級などを通じて、生活習慣病の予防をはじめ介護予防、更年期の問題など、ライフステージに応じた健康問題や健康管理についての学習機会の充実を図ります。	保健センター
健康教育の充実	●生活習慣病の予防をはじめ介護予防、男性の更年期の問題など、特に中高年期の健康管理について、座談会や個別相談などを通じて啓発や教育の充実に努めます。	保健センター
心と身体の健康相談の充実	●更年期やストレスによる心身の不調など、働き盛りの世代の健康課題に対応するため、関係機関等との連携を図り、心と身体の健康相談の充実に努めます。	保健センター

(2) 母子保健の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
妊産婦保健指導の推進	●母子健康手帳の交付やアンケート、妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査などにより、妊娠期における女性の健康づくりを支援します。また、妊婦健診結果を活用し、フォローの必要な妊産婦等を中心に早期対応を図ります。	保 健 セ ン ター
各種健康診査の実施	●子宮がん検診や乳がん検診、骨粗しょう症検診などの受診率向上に向けて、検診の普及啓発と受診しやすい体制づくりに努めます。	保 健 セ ン ター

基本施策 9 安心して暮らす福祉の充実

高齢者や障害のある人、子育て家庭や生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進します。また、誰もが福祉活動に参画できるよう、相談体制や学習機会の充実に努めます。

(1) 地域における福祉の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域福祉の推進	●地域住民や関係機関等との連携を図り、友愛訪問、給食サービス、サロン等を実施して温かな触れ合いと支え合いの地域づくりを推進します。	保健福祉課 (長寿会議室)
相談体制の充実	●高齢者や障害のある人が地域で安心して生活を持続できるよう、関係機関や相談支援事業所等との連携を図り、適切なサービスにつなげます。	保健福祉課 (福祉対策室・長寿介護室)
介護家族の支援	●男女が共に介護や看護の知識、技術等を習得できる講座や教室について、身近な地域での開催に努めるとともに、男性が参加しやすい教室等の企画、開催に努めます。	保健福祉課 (長寿会議室)
介護予防ボランティアの養成	●地域での介護予防活動の普及に向けて、元気な高齢者向けの養成講座の開催をはじめ、周知に努め受講を促進します。	保健福祉課 (長寿会議室)

(2) 多様な生活支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
ひとり親家庭への支援の充実	●ひとり親家庭や生活困窮世帯等に対する、生活の安定と自立の促進及び児童福祉の増進を図るとともに、就労を支援します。	保健福祉課 (こども政策室)
高齢者福祉の推進	●高齢者が、住み慣れた地域や家庭で自立して暮らせるよう、「伊方町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築をはじめとする様々な生活支援や、権利擁護等の事業を推進するとともに、性別にかかわらず介護を担うことについての啓発に努めます。	保健福祉課 (長寿会議室)
障害者福祉の推進	●障害者が住み慣れた地域で自分の生き方を主体的に選択することができるよう、「伊方町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、社会参加への支援や権利擁護の推進等に取り組みます。	保健福祉課 (福祉対策室)

第6章 計画の推進に向けて

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

男女共同参画に係る取組は、周知、啓発のみならず、労働、教育、保健、福祉など庁内の多様な事業分野に関わりがあります。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。

2 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会

男女共同参画に関する知見を有する学識経験者や関連団体、組織の関係者などから構成される「伊方町男女共同参画基本計画策定委員会」において、本計画の実施状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、計画への反映に努め、適宜、施策の見直し等を図ります。

【2】計画の周知及び点検・評価

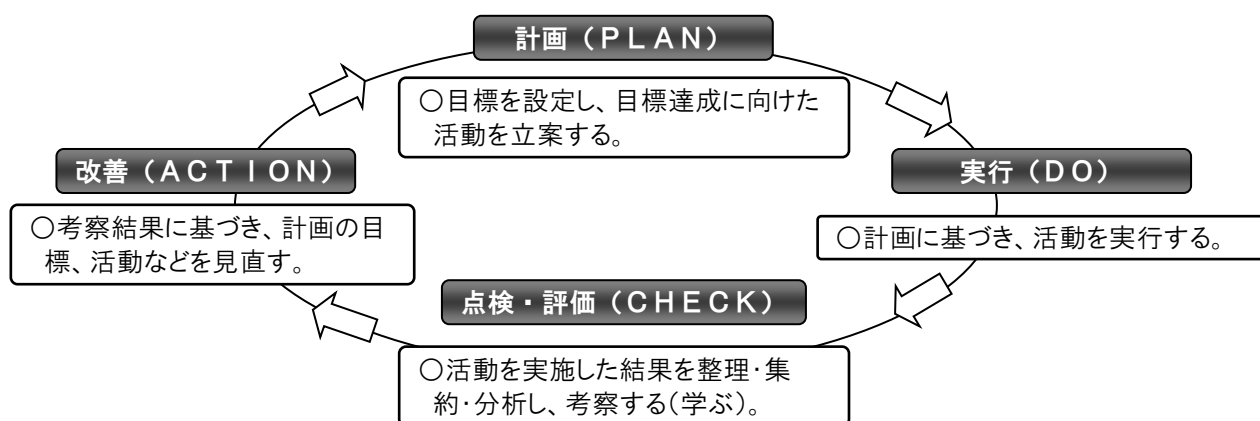
1 計画の公表、町民意見の反映

本計画は、行政と町民、企業、各種関係団体等との連携と協働による推進が重要です。そのため、町の広報やホームページ等、多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していくことで、広く周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して町民の意見等を把握し、町民目線を生かした施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



【3】数値目標の設定

	評価項目	現状値 令和元(2019) 年度	中間目標値 令和6(2024) 年度	把握方法
1	「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	16.4%	30%以上	町民 アンケート
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方に反対する人の割合	56.8%	70%以上	町民 アンケート
3	町の管理職（室長級以上）における女性の割合	21.5%	増加	庁内資料
4	町の審議会等における女性委員の占める割合	22.7%	35%	庁内資料
5	女性委員のいない審議会数の割合	29.4%	0.0%	庁内資料
6	「職場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	29.8%	50%以上	町民 アンケート
7	町民の育児休業取得率	男性 1.3% 女性 13.0%	男性 5%以上 女性 25%以上	町民 アンケート
8	役場の男性職員における育児休業取得率	0%	増加	庁内資料
9	DV被害について「相談窓口を知らない人」の割合	20.8%	0%	町民 アンケート
10	男女共同参画社会基本法の内容（意味）を知っている町民の割合	39.0%	50%以上	町民 アンケート
11	町の政策に「女性の意見が反映されている」と思う町民の割合	29.2%	50%以上	町民 アンケート

資料編

1 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3号の規定に基づき、本町における男女共同参画行政の指針となる男女共同参画基本計画を策定するため、伊方町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 伊方町男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民及び各種団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号に規定する所掌事務を完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副町長をもつて充て、副委員長は委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会は、委員会の指示を受け、第2条各号に規定する所掌事務に関する調査及び研究を専門的に行うものとする。
- 3 部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 4 部会に、部長及び副部長を各1人を置く。

(報償の額)

第8条 委員の報酬の額については、伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例（平成17年伊方町条例第38号）の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月15日から施行する。

附 則(平成28年3月15日告示第20号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月5日告示第12号)

この告示は、令和元年6月5日から施行する。

2 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

	区分	役職	氏名	備考
1	学識経験者	伊方町教育委員会 委員	藤川 美喜	副委員長
2		元伊方町教育委員会 教育長	阿部 松壽	
3	一般町民 及び 各種団体の 代表	伊方町PTA連合会 会長	宇都宮 正明	
4		三崎保育所保護者会 会長	清水 貴志	
5		伊方町女性団体連絡会 会長	中田 八千代	
6		伊方町瀬戸赤十字奉仕団 委員長	佐々木 喜美香	
7		人権擁護委員	宇都宮 喜美子	
8		株式会社ニューズ 代表取締役社長	土居 裕子	
9		伊方町女性職員プロジェクトチーム代表	角井 佳子	
10		伊方町女性職員プロジェクトチーム	明神 麻視	
11	行政関係者	副町長	濱松 爲俊	委員長
12		総合政策課長	橋本 泰彦	
13		保健福祉課長	小野瀬 博幸	
14		教育委員会事務局長	菊池 嘉起	
15		総務課長	坂本 明仁	
事務局		総務課 総務管理室長	藤川 輝之	
		総務課 総務管理室主事	竹林 和樹	
		保健福祉課 こども政策室	篠澤 隆之	DV防止法 担当課
		教育委員会事務局 生涯学習室	林 美恵	女性団体連絡会 事務局担当課

3 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められ
てきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男
女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方
公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取
組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定
する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を实
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団
体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同
参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項
を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合
的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等
な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文
化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を
担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取

扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮す
る機会が確保されることその他の男女の人権が尊重さ
れることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して
中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社
会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにか
んがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会にお
ける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立
なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同
して参画する機会が確保されることを旨として、行わ
れなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族
の介護その他の家庭生活における活動について家族の
一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以
外の活動を行うことができるようにすることを旨とし
て、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と
いう。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策
及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた
施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女
共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな
らない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての

基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和元年法律第 24 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業

生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4）前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進

に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはなら

ない。

(令元法 2 4 ・ 一部改正)

(認定の取消し)

第 1 1 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

(1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 1 2 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号)第 1 3 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 7 6 号)第 2 9 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第 1 3 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第 1 4 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 1 0 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 1 5 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 2 条の認定を取り消すことができる。

(1) 第 1 1 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。

(2) 第 1 2 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第 1 3 条第 2 項の規定による公表をせず、又は

虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第 1 2 条の認定を受けたとき。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(委託募集の特例等)

第 1 6 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 3 0 0 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号)第 3 6 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 3 7 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 3 9 条、第 4 1 条第 2 項、第 4 2 条第 1 項、第 4 2 条の 2、第 4 8 条の 3 第 1 項、第 4 8 条の 4、第 5 0 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 1 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 4 0 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 5 0 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 3 7 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 1 6 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 4 1 条第 2 項中「当該労働者の募集の

業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条繰下・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条繰下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第15条繰下)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第16条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法 2 4・旧第 1 7 条繰下・一部改正)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 2 2 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 2 4・旧第 1 8 条繰下)

(財政上の措置等)

第 2 3 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法 2 4・旧第 1 9 条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第 2 4 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 0 条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第 2 5 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 1 条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第 2 6 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 2 条繰下)

(協議会)

第 2 7 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 2 2 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 2 2 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法 2 4・旧第 2 3 条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第 2 8 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 2 4・旧第 2 4 条繰下)

(協議会の定める事項)

第 2 9 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法 2 4・旧第 2 5 条繰下)

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 3 0 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法 2 4・旧第 2 6 条繰下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条繰下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条繰下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条繰下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条繰下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条繰下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条繰下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び (3) 略

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日
(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年法律第 31 号
最終改正 令和元年法律第 46 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた
取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済
が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者から
の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が
困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個
人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を
保護するための施策を講ずることが必要である。このこと
は、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会
における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴
力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定す
る。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及
ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身
体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者か
らの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚
をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、
当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す
る暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻
関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同
様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において

「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において
「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

（2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

（3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議
しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この
条において「都道府県基本計画」という。）を定めな
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

（1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

（2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施内容に関する事項

（3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町
村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この
条において「市町村基本計画」という。）を定めるよ
う努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ
れを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基
本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言
その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった

と認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福

社事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1） 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2） 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えら

れることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1） 面会を要求すること。

（2） その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3） 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4） 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

（5） 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

（6） 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7） その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8） その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等

に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事

実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、

保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限

り、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第２２条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第２３条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第２４条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第２５条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第２６条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第２７条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

（１） 第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（２） 第３条第３項第３号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

（３） 第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

（４） 第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２ 市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第２８条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その１０分の５を負担するものとする。

２ 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の１０分の５以内を補助することができる。

（１） 都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの

（２） 市が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２ 補則

（この法律の準用）

第２８条の２ 第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第１０条第１項から第４項まで、第１１条第２項第２号、第１２条第１項第１号から第４号まで及び第１８条第１項	配偶者	第２８条の２に規定する関係にある相手
第１０条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第２８条の２に規定する関係を解消した場合

第６章 罰則

第２９条 保護命令（前条において読み替えて運用する第１０条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲

役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成19年法律第113号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年法律第72号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 [平成26年法律第28号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 [令和元年法律第46号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

6 愛媛県男女共同参画推進条例

平成 14 年条例第 10 号

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、

男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向

けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく

慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の

実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築

いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分

野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要か

つ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解

消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して

参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ

計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多

いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、

男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。

7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮される

ことを旨として、推進されなければならない。

- 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

- 4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

- 2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らか

にした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制

(財政上の措置等)

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。
(県と市町との協働)

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する

者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

(1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。

4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。

5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況

について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

- 2 参画会議は、委員 21 人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 第 24 条第 4 項の規定は、委員について準用する。
- 5 第 2 項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 24 日条例第 47 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。（後略）

第2次伊方町男女共同参画基本計画
令和2（2020）年3月

発 行／愛媛県伊方町
問 合 せ 先／伊方町役場 総務課 総務管理室
〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993-1
TEL（0894）38－2655
FAX（0894）38－1373

